

しなき短氣の舉動より事のことゝに及びし今更いかにと
もせん術なし若争論に及ぶに於て主人にいかなる迷惑
をかけたも得て料られず加之事の原因の陰富に起り事も
し露顯せば我身の嚴罰顯然たり然れバ只管彼を宥めて内
濟するもそよけれと已に決心せしかども流石に自身に
罪を贖んも心うしと幸陰富の同類三九郎といへる者の來
合せたるを仲裁人に頼み此者をして内濟の談合に及ばし
めしに最初の程の宗春も苦情を述て更に承引くべき体も
見せずすすく追りてゆるさいるを三九郎の種々に詞を
尽していひ宥め到底負傷療治料の勿論衣類損じて血に汚
れたれバ其代の衣服三領並に手當の金子を與へ頻に内濟
を頼みしかバ宗春の三之助をもて假に庄吉の親戚にまな

し然まで後悔して頼るゝを強て拒んも心なきに似たれば
本人を引受連歸りて説宥め事の穩便なるやう骨折るべし
とやうやく聴容れ廼三之助に金子を受取らせ直に自身
所に至り見れば最早醫師も療治を終りし時なるゆゑ宗春
の醫師に一禮を述べ又町役人に向ひ相手より切に内濟の
頼あるを辭みがたく未本人にゆ聞ざれども其所望に任
せたり然れバ今の町方に於て關係あるべからずと告げ又
庄吉にも佐伯が後悔の情實を語り聞せ定て汝も残念なる
べけれども我に對して故障をいふと勿れと説諭し其夜庄
吉を自宅に連歸りし之諸此事一旦の内濟となりしかど
も世上の風評高くして竟に町奉行所に聞え其事實を探偵
ありしに其事の起原の安藤梅之助が家來佐伯源吾黒澤五

郎右衛門が家來若林喜三郎が發起にて了徳院に於て制禁
 の陰富興行中宗春等が其場に迫りて金を取りし事を始め
 として宗春が徒の年來行ふ所の悪事の顛末悉く聞えしか
 ば然らば暫時も猶豫すべからず運々して彼等に悟られ遣
 すこと勿れど即時召捕の手配を定め忽宗春を始め與黨棚
 橋小島齋藤及政七等を召捕り直侍の猶次郎新吉原大口
 屋に於て捕縛し南町奉行筒井伊賀守が數寄屋橋なる役宅
 に牽來り目附小田切土佐守立會にて一通糺問のうへ宗
 春父子棚橋小島齋藤等の揚屋に入られ猶次郎以下町人又
 の無宿の者共の直に牢舎に繋れける借其後追々引合に
 よりて呼出さるゝもの佐伯源吾若林喜三郎慶徳寺不傳
 天龍院全義了徳院日性徳雲院看主宗教元谷中感應寺中門

前町喜兵衛店亡伊兵衛女房にて伊兵衛死後本郷菊坂臺町
 安兵衛店七兵衛方に居り勝五郎女房きた。小島政五郎養子
 同苗八十八。青山五十八。町三次郎店三九郎。湯島天神下同朋
 町家主定次郎。同所天神社地門前藤右衛門店富五郎。下谷長
 者町一丁目家主新兵衛。根津門前町源助店要助。上野元黒門
 町市右衛門店嘉七。芝飯倉町一丁目家持喜兵衛召仕幸助。神
 田佐久間町二丁目平右衛門店藤三郎。柳原岩井町代地市兵
 衛店龜吉。下谷辻番屋敷家主幸七。同人娘ての等夫々引合の
 事情糺問あるに宗春始め其徒の悪事明白なりしかと宗春
 の吟味口供に至らざる以前獄中にて病に罹り竟に死亡に
 及びしかば其罪狀判決に至らず其死亡以前獄しく訊問す
 といへども更に實を吐かず糺彈の吏も殆もてあまし牢屋敷

に於て拷問せしに宗春の其苦痛を耐忍びて猶も白状せず
 引合の者共の予立にて罪狀顯然なりといへども當時の法
 律として自身白状に及ざれば罪を決するに至らざりしう
 ち竟に病に罹りて前にいふ如く鬼籍に入りし之又其他
 の者共も最初の彼是と實を包みしかど抱ける石の頭より
 高く臍骨將に碎けんとするの苦みに耐かねて竟に白状に
 及びしといへども流石に連累の多からんとを厭ひ其所
 在確なるをも明白ならずと答て其人を遁れしめしかば其
 逮捕を漏るゝ者亦少からず且其調に至ても現在の罪犯と
 吟味書の面どの大に齟齬せし廉あるの全く糺彈の吏も成
 べきたけ事を軽くし罪人を多くせまじと思ふ仁心より罪
 科の重からざるに従ひて決獄せしを以關係の寺院又源吾

等が事も破戒或の制禁を犯し陰富興行等の科の総て吟味
 をつめず又強迫して取りし金銀もその額を減じやうやく
 處刑の稟議書を調べ奉行の許に差出し、かば伊賀守一應
 檢閲のうへこれを携て登城し閤老に進達せり閤老與右筆
 仕置掛に下げ其罪科の當否を調べまむるに右筆即舊例に
 照して査檢を加へ頓てこれを閤老に返進せしかば閤老猶
 同席に可否を問ひ決議のうへ町奉行に指令しぬ奉行その
 指令を奉じ文政七年甲申七月廿五日此一件に關係の者
 尽く伊賀守が役宅白洲に呼出し伊賀守及立合監察土佐守
 以下與力同心等列坐して一同に宣告すると左の如し

鈴木宇右衛門組

申中間

鉄三郎養祖父隠居

棚橋 鉄十郎

申三十六

其方儀黒市事市五郎並に住所不知目常と同道にて湯島
天神下同朋町家主定次郎方並に日蓮宗丸山本妙寺地中
了徳院へ罷越博奕相催し以趣難題ヲ掛金三兩押借致し
内金三分右兩人へ吳遣し猶又河内山宗春使の趣に成
禪宗谷中三崎町天龍院より金一兩押借致し以段不届
に付死罪ヲ付之

小普請組

太田内藏頭組

齊藤 孫八郎

申二十四

其方儀無刀又は脇差斗帯し他行致し小普請組彦坂近江
守組病死河内山宗春馴合寺院ニク所にて金子押借致し
配分不受以得共遊女揚代等拂ひ貰ひ又は古澤茂右衛門
組中問猪野權六厄介の兄にて病死猪野平十郎同道致
し以途中幼年のもの、燈し小花火風にて平十郎襟へ
吹散以を同人相谷め神田佐久間町二丁目平右衛門店藤
三郎を自身番屋へ呼寄事六ヶ敷申掛け以節俱にヲ募り
右宗春方へ参り以様ヲ立歸り以處右重三郎儀柳原岩井
町代地市兵衛店龜吉を以相詫右挨拶金二朱酒二升平十
郎受用致し兩人にて酒食に及び候段不届に付遠嶋ヲ付
之

西丸表六尺

政 七

申 二十八

其方儀病中の由立引込中も無刀又ハ脇差斗にて他行
 致し下谷辻番屋敷家主幸七方にて餅菓子相調へし處餅
 の中に蜘蛛入有之に付事六ヶ敷掛金二分押て借受
 其後同人娘てつを妻に可貸受と幸七方え罷越てつと密
 通致し居し趣無跡方儀を掛理不尽の儀ヲ募り翌日ま
 て不立去罷在し處小普請組彦坂近江守組病死河内山宗
 春取扱ひにて立歸りし段不届に付遠慮付之

小普請組

彦坂近江守組

其方儀無刀にて他行致し父宗春の寺院にて金子押借致
 しし處其方其儀ハ不存も同人儀禪宗能州総持寺役寺慶
 徳寺不傳より金子借受し積りに付受取參し趣付し迎
 子細も不承慶徳寺に罷越金子受取宗春に相渡其上同人
 方に居し庄吉儀小普請組明支配安藤梅之助家來佐伯源
 吾より金子押借致べくと法外の儀ヲ掛統受町方往還に
 倒れしに付宗春罷越取扱ひ内濟相整へ其方儀町人の積
 に相成引取書附差出し段不届に付江戸拂付之

河内山 三之助

申 二十六

以下は次の巻に分載す

○ 畦倉重四郎の實説

三の巻の續

その時平兵衛が連たる一人の丁稚あり此變を見て大に驚き辛く遁れ歸りて主人の云々を報ければ平吉始め奴僕等の呆れ惑ひていふ所を知らず墓地に小篠堤に駈着見れども賊の疾逃亡せ唯平兵衛が死骸の在るのみ平吉は遺る方もなく悲嘆に沈めども今更爲すべきやうもなければ泣くかくと村吏に訴へけりよりて權現堂の村吏より幸手の驛吏に照會し立會のうへ管轄廳關東郡代伊奈半左衛門に注進しければ頓て關東取締横山嘉左衛門深見吉五郎檢使とて出張し實地を見届け後權現堂村名主仙右衛門が許にて平兵衛の何用ありて關宿宿への赴きしやの頗末を問ふ平吉承り謹みて事の趣を陳立ければ兩人曰く平日遺

恨を含むものゝ心あたりなきやと訊るに平吉始め一同より否平兵衛の溫和の性質なるうへに貧人を憫み苟且にも人と争ふとなければ人の遺恨を受くべき謂れははずと答ふ兩人又曰く實地を檢分せし處死骸の側に在りし烟袋の中に平兵衛より杉戸屋富右衛門に送りし書狀一通あり然れば彼烟袋の富右衛門が所持の品なるべしと問ふに平吉答へていかにも彼品の豫て見覺の富右衛門が所持品にていへども彼の篤實堅固の性質なるのみならず亡父平兵衛との莫逆の友にていへば然る悪業をなすべき謂れもいはずと申立しかば兩人の一應の糺問終り死骸の埋葬勝手たるべし又平吉に驛吏差添て直に江戸表へ烟袋を持参さすべしと言附て其儘檢使は歸府せし程に平吉の涙と

俱に父が死骸を幸手に昇歸り葬式形の如くに取替み頼て
 北郎一片の烟をなすぬ斯て其事果しかば平吉は喪中な
 らも支配人吾兵衛及驛吏に伴はれて江戸に來り小傳馬町
 なる郷宿幸手屋茂八が家に止宿し馬喰町の郡代屋敷半左
 衛門が廳に出府せしよし訴へければ即一同を白洲に呼出
 し半左衛門出座して最初よりの手續を糾問し且富右衛門
 が所持の烟袋の事に及ぶに平吉及驛吏等富右衛門が平日
 の行状を述べ彼決して悪心あるべきものにあらずと立
 れども半左衛門聞て假令平日篤實たりとも彼が所持品死
 骸の傍に在ればその疑ひ免るべからず是獄の法に於て
 已むを得ざる所と竟に富右衛門を召捕べきよしの令を
 ぞ下しけるこゝに又富右衛門は商の用ありて平兵衛が殺

害せられし前日即六月廿六日の朝我家を發足し下総國葛
 飾郡藤岡村名主茂右衛門方に至り其夜はこゝに宿り翌日
 の朝六ツ時比その家を立出猶も用われれば下野國都賀郡栃
 木町油屋徳右衛門が方に至りその夜はまたあゝに止宿せ
 しかど翌廿八日も用の果ざりしまゝ逗留し同廿九日の未
 明に栃木を發足し又も下総國葛飾郡古河の城下なる穀屋
 義右衛門が許にいたり七月朔日二日三日まで逗留しやう
 やくにて用事も全く整しかば同四日の曉古河を立出同日
 の七ツ時過に我家に歸り來しに其妻遽しく出迎て穀屋の
 變を聞たまひしやと問ふ富右衛門大に驚き變とは何等の
 事なりや毫末も知らずといへば妻然らばとて悉しく平兵
 衛が横死の顛末を語り今平吉はそれが爲に已に江戸に至

りをるよし脱落なく告るに富右衛門は只呆れにわきれて
 詞だになき折しも捕吏手先を引具し俄に踏込来りて富右
 衛門を縛んとす夫婦の大に驚き我犯せし罪なれば身に
 取て縛らるゝ覺之更になじ恐くの人違にぞおはすらんと
 いはせも果ず捕吏聲を高くし汝陳するや去月廿七日小篠
 堤に於て同宿内平兵衛を切害し金百兩を奪取りし事証據
 ありて明白之と誠め懲すに富右衛門一圓合点ゆかず平兵
 衛と我どの日比莫逆の交ある親友といかて彼を殺して金
 を奪はんやあひ思ひか付ざる冤罪なりと分疏すれども捕
 吏の聽容れず言分あらば江戸にて中せとて竟に細めてこ
 れを縛め首械足械を入れ宿駕籠に昇乗せ駕籠の前には囚
 人の國郡驛名通稱を記し、木札を掲げ捕吏副て驛次に

護送しつ頓て馬喰町なる郡代屋敷にぞ到着しける
 因に云郡代屋敷といへるの伊奈家の司る所にして其權
 興を原るに天正十八年豊臣關白秀吉小田原の北條家を
 征討せらるゝに北條家力尽て没落せしかば同年七月關
 白廼小田原に入城あり是日徳川家の所領駿河遠江參河
 甲斐信濃の五國を移され伊豆相摸武藏上野上総下総の
 六國並に近江國の内九万石の地在洛の資費に供し石
 部關地藏四日市場白須賀米野中泉清見寺等の地諸書多
 を關八州に封せられぬ因て八月朔日徳川家武藏國
 へるの城に移徒ありの時神田與兵衛山岡助兵衛とし
 て江戸の市政を掌らしめ郡政の伊奈熊藏忠次大久保十
 郎兵衛長安彦坂小刑部忠久等に命じてあれを掌ら志め

られ又板倉四郎右衛門後守に伊勝重に武藏國新座豊嶋二
 郡の内にて采地千石を賜ひ關東の代官小田原の地奉行
 江戸町奉行兼務を命せられ廻市郡兩政の主宰たらしめ
 らる斯て慶長五年九月關ヶ原の役果し後同月廿日徳川
 家より初て京都に所司代を置き奥平美作守信昌をもて
 其職とせられしが同六年九月に至り板倉勝重をして信
 昌に代らしめ所司代に轉せられしにより彦坂小刑部忠
 久の嚮に駿府町奉行たりじをもて假に勝重が跡を承て
 江戸町奉行の事務を掌らまめらるゝとどのなりしかど
 郡政の尙伊奈忠次預りし之を承るに此年青山播磨
 守始常忠成嚮に二年本多佐渡守正信内藤修理亮清成と
 陸介忠成嚮に二年本多佐渡守正信内藤修理亮清成と
 もに奉書加判の列となり九月勝重上京の台命ありて

市郡兩政の主宰關職すると四月に及びしかば同十二
 月即其後職を忠成清成に兼務せしめられ市司關東總奉
 行と稱し與力二十五騎同心百人を附屬とせらる是明治
 維新の前まで連綿たりし南北町奉行に隸せし與力同心
 の始之然れども市政の彦坂忠久郡政の伊奈忠次が主任
 すると故の如し志かるに同十一年の末東照宮龜有筋に
 放鷹ありし事より忠成清成が職を罷て蟄居せしめらる
 是より先去る九年三月市政の舊制を廢し數寄屋橋門内
 に始めて町奉行所を建彦坂忠久が職を轉じ米津勘兵衛
 田政をもて奉行とせられぬ然れども忠成清成主宰とし
 て民事の成敗を掌れば総ての指令に従て事を處置し
 又郡政の是時尙舊制のまゝ伊奈忠次これを掌りし之

斯て忠成清成職を罷れし時総奉行の職を永く廢し市政
 は田政に委られ従前総奉行に附屬する所の與力同心を
 そのまゝに隸し郡政は猶變るとなく忠次に委任せられ
 關八州幕府領地の成敗を裁判せしめらるこれに關東郡
 代と稱し管轄の地百萬餘石に及び部下に代官ありてこ
 れを分轄し大小の事務尽く忠次が指揮に從て處分せり
 然れば忠次は疾從五位下に叙し備前守に任せられ今東
 坂下の金谷等の驛に持兵衛坂長六年正月廿三日の馬道
 年六月二日傳久保十衛門守坂倉四郎右衛門
 門加藤喜左衛門大馬久保十衛門守坂倉四郎右衛門
 先に叙し左衛門大馬久保十衛門守坂倉四郎右衛門
 一萬三千石武州小室伊奈備前守忠次とあれば關東郡代
 を命せられし時は既に諸侯の列之忠次は經濟に精く算

數に通達せしを以郡政を委任せられ關八州幕府領の田
 法は忠次が定めし所なれば後世までも伊奈流とはいひ
 傳へ來りし之此故によりて伊奈家代々の定役とはなれ
 り忠次が男胤後守忠政元和四年病に罹りて三月卒し
 の男熊藏幼少なるによりてその名跡として小室の地に
 て二千八百石を賜はり其餘は官沒せられしかど熊藏の
 成長までの間は勘定頭松平右衛門太夫正綱は近習出頭
 にて會計を掌るをもて忠政が卒後は其事を兼務せし
 が熊藏成長の後には頼て關東代官とありし之是より以後
 代々其職を繼ぎ布衣を着す評定所の出座は勘定吟味役
 の下に若しが後改りて勘定頭の末座吟味役の上席と定
 めらる其管轄の地を四部に分ち家謀の内四人を奉行と

なし其一部づゝを支配せまむると其職掌宛然代官にひ
 としく評定所にも出席するを常とす其下に手代と稱す
 る者あり給知五十石程宛を受く又其下に下代といへる
 者ありて是の年貢を収納するをもて本務とす又自邸に
 法庭を置き管内の公事訴訟を裁判し本所松坂町に郡年
 をも建設て囚人あれば此獄舎に繋げり獄獄の初席と終
 結にの半左衛門自身必出席してこれを聴くといへども
 其餘の四人の奉行列座にて糾問す其体総じて町奉行に
 略相似たり事件もし重大にして評定所に附する時の大
 監察公事方勘定頭監察立會半左衛門も出席し糾問する
 とその例之今其例を擧むに享保十四年三月五日品川宿
 なる秋葉山伏常樂院事赤川大膳が宅に寄寓せし源氏坊

天一と稱する本名修験者戒行を最初四奉行の一人なる
 柳原郡太夫出張してこれを召捕半左衛門が馬喰町の邸
 に護送し糾問のうへ一時郡半の内なる揚屋に入れ置そ
 の趣を執政松平左近將監乘邑に告げ評定所の糾問に附
 し同四月廿一日戒行始め一同悉く處刑ありし事等を思
 ひ合せて知るべきなり

以下は次の巻に分載す

○加賀騒動の實説

三の巻の續

こゝに吉徳朝臣の嫡子勝丸後又左衛門利雄は元文二年六月大將軍吉宗公の御前に於て元服を加へ諱の一字を賜はり名を宗辰と改め正四位下に叙し左近衛少將に任せられ佐渡守を兼ね斯て延享二年六月吉徳朝臣病に罹りて卒去ありしかば二人の妾は忽髪を拂ひて佛門に入り阿菊は善長院と法號を授かり阿貞はまた眞如院と號して只吉徳朝臣の後世を用ふの外なし因て同七月宗辰にその遺領を繼承せしめられ加賀越中二國及能登近江の内百二万五千石餘を領すると父の時に異ならず然れば又眞如院といかにも策を運しかねてより勢之助利和の傍にシカトシカトを運枝の格に復さんと種々心をくらしむれども未

好き方便を得ず老かるに眞如院が附の女に淺尾といへる者あり小笠原武左衛門といへる浪士の女にて婦女に似氣なく小才覺あり眞如院病にちもへらく彼は其父武左衛門に因ありて日比大槻内藏助と親しど聞けり内藏助は目今權勢あるもの之彼をかたらはしむ術あるべしと倍と思着しまゝ淺尾に此由を囁告て勢之助の會釋を登されんとを謀らしむる程に内藏助は其始獨懸幕のたために意を惱し眞如院の頼みいかでかこれを拒むべき忽返答して其實は二男あるをたゞ届出の前後のために三男と定めしを愛ひたまふも亦女性の習ひには然もあるべし然れば機會を得て眞如院の御心を安ずる處置はいくらもあるべけれど急がば心失誤あらんたい時機の來るを待たまふを肝

要ならめ頼の趣の心得たりと快く肯へしかば淺尾の深
くその志を謝し尙將來の事を偏に頼み聞えて立別れ廻眞
如院に内藏助が返答云々之と遺漏なく告げれば眞如院斜
あらずうち喜びこれより只管内藏助を力どの頼みし之内
藏助も亦ろの身先君の殊寵を蒙り輕輩より擢られて今日
の權職に在りといへども陰にふれを忌憎むもの多ければ
君の代替りての必從前の如くなると能はず擧げられん
と必定之志かるに今幸に眞如院利和が會釋の蔭に復され
んとを謀るこそ究竟なれ我よろしく事を計り利和をして
家を繼しめば我權又昔日に倍すべしこの好き計策を得た
りしと姦謀忽胸裏に浮みしかばさてこそ淺尾に快く諾て
尙折々に手筈を謀じ合時機や來ると窺ふところ同三年十

二月某日宗辰朝臣病に罹りて卒去ありしかば嗣子なきを
もて其弟龜次郎利安を嗣とさし同四年正月某日例に依て
遺領を賜りぬ是より先利安の寛保三年二月初て大將軍吉
宗公に謁し同年の冬從五位下に叙し但馬守に任せられし
かば此時既に但馬守たりしが遺領を繼し後の先規の如
く加賀守に遷り大將軍家重公の一字を賜はり名を重熙と
す改めける借事こゝに至りての重熙朝臣のまだ利安たり
し時の先例に任せ勢之助利和を連枝に復し將軍家に拜謁
し叙爵をもするならんと眞如院の深く心に悦び内藏助も
その周旋をなすといへども老臣の議區々にて其事速に行
れがたく時日竟に遷延せしかば兩人の意中へますく安
からざりし之

以下の次の巻に分載す

○毛剃九右衛門の實説
此一篇また實傳にあらはかく証なり然れ

近世折々演劇にもものする海賊の巨魁毛剃九右衛門といへ
るもの、實説の正史の固より野史私記等にも所見あり博
多小女郎といへる遊女もまた定かならず抑筑前國那珂郡
博多の嵯峨天皇の御宇弘仁五年冬十月太宰府よりの奏言
に新羅人辛波古知等二十六人漂着筑前國博多津云々に見
えしを以國史に博多の地名を載する始とす然れば往古太
宰府を置れし始より博多の市街の開けしあるべく仁明天
皇の御宇新羅の人筑前大津に來ると見え清和天皇の御宇
貞觀十一年大宰權少貳坂上大宿禰瀧守が奏狀にも博多是
隣國幅湊之津などありて外客來舶の湊にて朝鮮人が明の

成化七年我文明三に著し、海東諸國記にも博多の居民万
餘戸少貳殿と大友殿と分領し少貳西四千餘戸大友東北六
千餘戸と見えたるにても昔時の繁昌なりし事を知るべき
其後大内家と大友氏と此地を争ひ屢合戦して市街の人
家多く火に罹りやうやく衰微に及びしが天正年間に至
り大友氏と龍造寺氏との戦乱に僅に残りし人家また兵燹
のため焦土とあり市民多く他郷に移りしかど流石に
ろの中に住馴れたる里を去りかね茅屋を結びて遺り住み
ける者もありしを天正十五年三月豊臣秀吉公九州を攻討
んとて下向ありしに九州悉く歸服せしかば凱陳の折同年
六月三日箱崎に二十餘日逗留ありし間に同十日博多の舊
地を一覽あるべしとて此地に來られ富商神屋宗湛が家に

入て茶の湯わり翌十一日秀吉公博多の町を再興あらんと
 親ら筆を執て地圖を作り其大要を定め同十二日瀧川三郎
 兵衛一益長東大藏大輔正家山崎左馬允家盛小西舞津守行
 長等を奉行とあしこれに下奉行三十人を附し町割をせら
 る其時一益等土地の老人を呼出し博多の町を十町四方に
 定め堅横の小路を割り民家を營み造らせけり是今の博多
 町の始にて是より後同所蓮池町の下堅町の末に一廓を設
 け永く此地の遊里とは定めし之角屋山城屋皿屋平戸屋大
 和屋草屋虎屋大坂屋新大坂屋等の娼家年久く連続して娼
 婦も數多あれども小女郎といへる名は聞も及ばざりしが
 寛永年間博多の豪商伊藤小左衛門といへるもの長崎にい
 たり盛に商業を營みしに其實は來船の明商と洋中に於て

密に交易せし事露顯に及び竟に死刑に處せられし事あり
 志かるに小左衛門が年來馴染し柳町の遊女慕ひ來てその
 刑せられし地にいたりみづから海に投じて死せり此遊女
 の名を小女郎といひしと言傳れども是とても確なる証文
 なしその身を投ぜし地を後世名づけて身投といふなり

以下は次の巻に分載す

明治十六年五月十一日出版御届 (十五錢)

同 年九月十七日發行

著 者

新潟縣平民

松 村 操

神田區佐久間町二丁目十一番地

東京府平民

望 月 誠

京橋區南鍋町壹丁目七番地

版 主

東京南鍋町壹丁目

兔 屋 誠

大阪心齋橋通順慶町三丁目

同 支 店

北海道函館港

同 出 張 所

Handwritten cursive script on a textured background, possibly representing a name or a signature.

Handwritten cursive script on a plain background, possibly representing a name or a signature.

○ 大岡政談 烟草屋喜八の實説

○ 河内山宗春の實説

四の巻の續

附 直侍及娼妓三千歳の事

○ 加賀騷動の實説

同

○ 畦倉重四郎の實説

同

○ 小倉騷動の實説

同

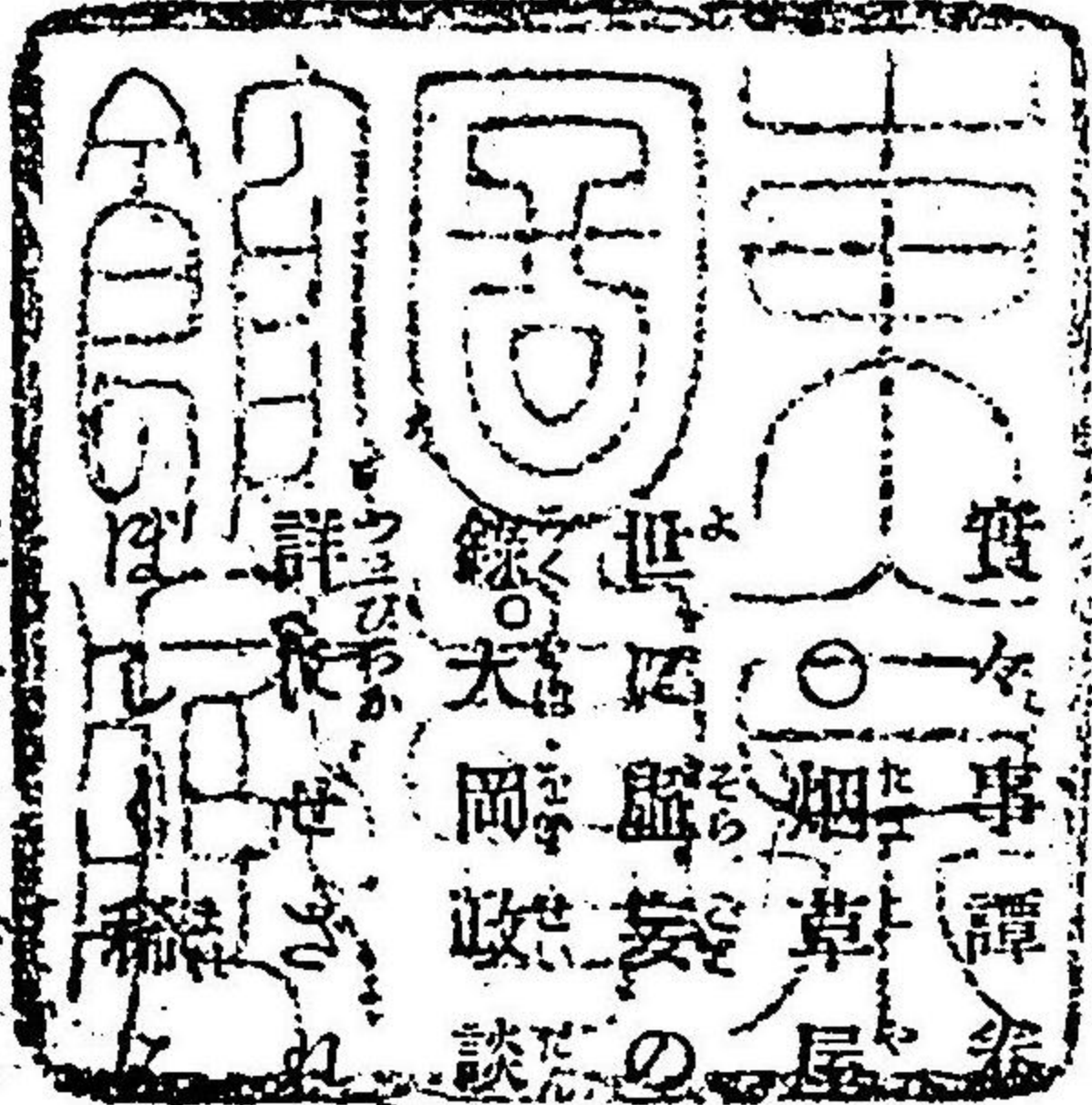
○ 切られおとこの實説

○ 駿河家騷動の實説

附 馬切の噂によりて世に名を知られし松平長七郎の事

實々事譚

卷五



實々事譚卷之五
 喜八の實説
 書多き中よも今遍く都鄙に行はるゝ享保仁政
 など標題を掲げし寫本の何人の著述なるやを
 とも恐くハ軍談師あといふ者の種本よどか
 事實ありしも其年月の考もなく牽強附會せし
 事ども少くらず既に其書に載せし麻布谷田烟草屋渡世長
 八が冤罪の一件は根岸肥前守鎮衛が筆記耳袋せき三卷に載
 の方記に見ゆたり三巻本に序文もあきなり文飾もあき全
 の筆記せし稿も本どおほく其体頗る質朴なり見聞せしま
 のなる始し正次が江戸町奉行勤中の事なり正次は四月七
 豊前守泉守正次が江戸町奉行勤中の事なり正次は四月七
 御作事奉り勤すれ七明和六転八月又轉し内
 なる日役宅に移り在勤すれ七明和六転八月又轉し内

大目附第一彼冤罪人の名を俗智に喜入とゆれどもその
 誤謬にて實の長八なり借其事の概畧を記さむに明和の頃
 耳袋には詳にいせぬ明和の比より天明の事なりしと記し
 て年月を詳にいせぬ明和の比より天明の事なりしと記し
 下總國の豪農に次郎右衛門俗書には古河の穀物屋吉左と
 いへる者あり次郎右衛門一人の男子ありて名を次郎吉と
 俗書には吉と呼び父母掌中の珠と慈み育じが次郎吉成童
 の比より戀氣を生じ年長するに従ひ其病ますく募り竟
 に癆瘵といへる症に變せしかば父母は大に憂ひ近郷に醫
 を求めども是ぞといふべき國手もなければ江戸橋町に支
 店あるを幸ひに病氣保養として出府させ良醫を擇びて療
 養を加へさせけりまゝるに其支店の近傍に心悪しき友あ
 りて次郎吉と交を結びしより名を病氣保養に托し頻りに勸

めて吉原に誘ひ往き次郎吉に俵屋が抱の遊女半蔀を呼せ
 しかば次郎吉は忽これと馴染み屢登樓して金銀許多を散
 せし程に父次郎右衛門大に怒りて遽に國許に呵戻し數日
 の身とあせしより宿痼俄に再發して今は命も危らんな
 せ人もいへば母親は太くこれを歎き親戚はかりて次郎
 右衛門を言宥め幽室を出し、かど次郎吉は兎角に彼半蔀
 が事を心に忘れかね思ひ惱みて日夜枕よ臥のみかれ雨
 親のさらかり親戚等うち集りて種々商議せしうへ最前の覆
 轍の恐れなきにはあらざれど一子の命に換がたしと再
 橋町の支店に遣りて養生をかさまむるよ元來幽室に籠ら
 れしより鬱症の再發せしかれば江戸に来るより心地忽消
 々しく自身店を出て商業を執る程なるにぞ支店の者ども

四のこれを見て大に喜び急ぎ此旨兩親にも報知せしうば人々の喜比へんかたなしかりし程に此春もいつしか暮て若葉の緑風薫り山鵬初音をもらす五月の比どもありて一日次郎吉のそる歩きしつゝ不圖半蒔の事を思ひ出切に懐しき心起りて堪がたきまゝ頓て半蒔が許にいたり絶て久き物語をどして歸りしより心再狂ひて止らず些の閑暇だにあれば忽彼が許に往き只管通路の敷を重ねける程に竟に散財の額嵩み今は支配人もこれをつゝむと能はざれば餘儀なく事の趣云々なりと次郎右衛門に密告せしに次郎右衛門又大に怒り最早教訓の道も絶たり懲しめのためにとて忽勘當にぞあよびけるかくて次郎吉今は橘町の住居もかきひがたくいりにともせむ術あきまゝに其以

前愛顧を加へし茶屋船宿などに便るに是等も俄に本分の性根をあらはし財尽ぬるを見て昔の如く接遇せず憑む樹蔭に雨漏るに始めて人情の浮薄なるを悟り心鬱々として遊廓を立出し歸路に料らず衣紋坂にて村間義兵衛といへる者に行逢ひ今の身の上を物語りしめば義兵衛ハその生業に似氣なく最情あるものにて己が住家に連歸り自用の衣服を分てこれに着せ又金一兩を才覺してこれをも與へ茶屋に伴ひゆきて半蒔を呼出し逢せければ半蒔も深く悦びかゝる身どなしまるらせしも皆妾が事より起りたれば今更いかで餘所に見侍るべきとて苦界の中よ在りながら少許宛の費用をねくり且義兵衛が深切をあつく謝し只管頼みて次郎吉を寄宿させしりと次郎吉のいつまでも限

六
りなき寄食かいはくよ義兵衛ぎへの思おもはんははども氣きの毒どくありと昔むかし召よ使はひし長ちやう八はち喜き八はち是こゝに所謂しよゐんといへるもの今いま麻布あし邊へに在ありとし聞きけバ彼者かのとも談だん合あすべしと義兵衛ぎへよその意いを告つげ頼たのて麻布あし町まちなる長ちやう八はちの家いへに尋たづ行ねしに夫婦ふうふ幽くに暮くしをる体ていあれども寄邊かへなき身みのせん方かたかく今いまの身みの成な行りのさらあり半はん蒔ま義兵衛ぎへ等らが深しん切せつをつゝまず語かたり身みのまのぎを頼たのみしかば夫婦ふうふは實じつ義ぎあるものにて昔むかし日の思おし義ぎを少すくも忘わすれず快こゝろく引ひ受うて忠誠ちゆうじやうを尽つくし一ひと重への衣きをも脱ぬて次郎じやう吉きちに不ふ自じ由ゆうなからまゆんとすれどもたゞ如何いかせん素そより貧みき身み代しろなれば心のほどの百分ひやくぶんの一ひとをも施ほすとを得えず然しかれども夫婦ふうふの望ぞもこれを厭いとふ色いろなくすべて忠ちゆう々くしく養やしなひける

(以下は次の巻に分載す)

○河内山宗春の實説

四の巻の續

當時無宿

吉藏

申二十二

七
其方儀そのかたぎ奉ほう公こう先せん欠か落らく致ちし難儀なんぎの趣御目付おもひ支配し配はい小島こじま八十八はちじゅうはち養父やうふ隱居いんきょ小島こじま政五郎せいごらうへ相あ喧けんし處ところ同人儀どうじんぎ不ふ如意に付往つり來人らいじんの難澁なんじよ申掛まをけ酒代しゆだい貰もらひ受うべく問其方とは政五郎せいごらう供ともの体ていに致ちし様申さままをに付同意つどうい致ちし同人儀どうじんぎ町方往還まちかたむかひにて飯倉いひくら町一丁目家持ちやういつちやうめ嘉兵衛かへいゑ召仕幸助外四人持居めいじきやうすけぐわい傘並かさならびに天科あまのり棒等ぼうらう面部めんぶの當あたり疵付きずづ由難題ゆなんだい中掛金子なかつかかねこゆすり取とり節供せつかうの体ていに致ちし成なし右金子みぎかねこにて酒食しゆじきに及びおよび段配だんぱい分受ぶんうけしも同様の儀どうらうのぎ右始末みぎしまつ不屈ふくに付敵五十たうたきの上うへ輕追放かろしづはな中付之なかつ

右河内山宗春方に居候

庄吉

申二十八

其方儀住所不知利兵衛と同道よて小普請組明き支配安
 藤梅之助家來佐伯源吾方に罷越金子貸與の様相頼い處
 斷受いに付立歸り利兵衛儀源吾は影富題付の元方致し
 い趣に申掛べくと猶又罷越影富題付の元方致し候儀存
 居い間多分の徳用取い儀よ可有之是非借受度旨申掛源
 吾立腹致し得共不取敢猶申慕りい處彌金子借受い心
 底にいへ、小普請組土屋談岐守組支配黒澤五郎右衛門家
 來若林喜三郎宅に參い様申捨に致し源吾宅を出い間引
 續右喜三郎宅に罷越同様申掛候處源吾堪難く立腹致し

可討捨と申い故存分に可成山法外の扱撥に及び同人刀
 を抜切付られ疵受町方に倒れ居右宗春罷越取扱人に立
 入内濟相整源吾より衣類三品金壹兩貫受い段不届に付
 入墨の上重敲申付之尤御仕置相濟い上人足寄場に差遣
 大

無宿

あたま吉事

吉松

申三十八

其方儀小普請組河内山宗春並に同斷太田内藤頭組齋藤
 孫八郎儀金子借受到參りいと承り跡より罷越右兩人禪
 宗谷中三崎町天龍院坐敷にて聲高に申罵りい故取扱ふ

べくと申入ひ處天龍院全義不承知にて根津門前町源助
店要助取扱ひ右宗春孫八郎儀金五兩押借致し宗春より
金一分貰受其後一人にて天龍院に罷趣難題申掛猶又要
助取扱金一兩押借致し一段不届に付入墨の上敵五十
付之尤御仕置和濟以上人足寄場に差遣ス

四谷忍町

万助方 = 居

直侍事

猶次郎

申三十

其方儀先達而不届有之所拂相成居町立去以後禪宗下谷
廣徳寺地中徳雲院宗教儀湯島天神社地門前藤右衛門店

水茶屋富五郎方より歸りいを途中にて待受金五兩借受
度と申掛ひ處持合無之追て貸遣すべき旨中に付左は
入用次第可用立旨の證文差出趣難題申ウけ證文受
取置其後下谷長者町一丁目家主新兵衛上野元黒門町市
右衛門店嘉七取扱金一兩右宗教より押て借受一段不届
に付入墨の上敵五十申付之

湯島四丁目

文藏店

文次郎方に居

同人兄にて欠落致

黒市事

市五郎

其方儀鈴木宇右衛門組御中間鉄三郎養祖父隠居柳澤鉄
 十郎儀湯島天神下同朋町家主定次郎より押て金子借受
 い間斷り難及様中聞吳い様被頼同道おて罷越鉄十郎儀
 金子借受度と相頼い處定次郎得心不致いお付同人宅に
 て博奕相催い旨難題中開其方俱々難題中掛金二兩借受
 い得共無請金子借受いては不宜と存七其方所持の邊建
 具等賣渡証文差入鉄十郎より金一分貰受其後右引當の
 品無沙汰に賣拂い段不届に付入墨の上敵五十中付之

谷中感應寺中門前町

喜十郎店

たこ平事

申三十七

其方儀小普請組彦坂近江守組病死河内山宗春儀其方同
 町喜兵衛店に元罷在い水茶屋伊兵衛方坊主の客出入
 致し如何敷右出家の名前承り度旨中付同人妻さくね
 其段中開い處右宗春罷越いては迷惑の由にて替代金二
 分可相贈旨中に付取次遣し其後宗春並に小普請組太田
 内藏頭齋藤孫八郎同道よて其方宅に参り不身持の寺院
 可有之杯相尋い處谷中三崎町天龍院は風聞不宜と相
 しい故既右兩人儀天龍院全義より金子押借致しい仕儀
 に成禮金等貰受い儀の無之い得共右始末不埒に付手鎖
 百日中付之

平吉

申三十一

小普請組

明キ支配

安藤梅之助家來

佐伯源吾

中 脱文

其方儀小普請組彦坂近江守組病死河内山宗春方に居
庄吉並に住所不知利兵衛罷越金子借受度と中に付斷及
びい處無跡形難題中掛いは主人の可中立處無其儀小
普請組土屋讚岐守支配黒澤五郎右衛門家來若林喜三郎
方ぬ参りい様中聞い處兩人共引續罷越法外中募りい故
可討捨旨中掛い處右庄吉過言に及いに付心外に存刀を
拔數少所疵付兩人共逃去青山五十人町三次郎店三九郎

外二人取扱ひ庄吉の手當として金子衣類差遣し諸入費
金も其方より差出し押隠し罷在い段不埒に付押込中付
之日五十

禪宗

能州總持寺役寺

慶徳寺

不傳

中 脱文

同宗

谷中三崎町

天龍院

全義

日蓮宗

申 脱文

本郷丸山

本妙寺地中

了徳院

日性

申 脱文

禪宗

下谷廣徳寺地中

徳雲院

看主

宗教

申 脱文

眞言宗

下谷金杉

千手院

岩眞

申 脱文

其方共儀小普請組彦坂近江守組病死河内山宗春其外の
 者共罷越金子借受度中に付斷に及以處女犯又ハ博奕等
 相催し以旨無跡形儀中掛不立去以ハ留置其筋ハ可申
 立處無其儀懇意の者共相頼取扱貫以金子渡遣し内分に
 致し以段不埒に付逼塞申付之 三十日

本郷菊坂臺町

安兵衛店

七兵衛方に居

勝五郎女房

きた

中 脱文

其方儀先夫谷中感應寺中門前町喜兵衛店水茶屋渡世伊
 兵衛存生中小普請組彦坂近江守組病死河内山宗春儀伊
 兵衛方坊主の客出入致し如何敷旨事六ヶ敷中掛山
 谷中感應寺中門前町喜十郎店たこ平事平吉中聞其頃伊
 兵衛病氣にて其方宗春の金二分和贈り以段不埒に付急
 度叱り置

御目附支配

無役

政五郎養子

小島八十八

申二十八

其方儀養父政五郎不屈有之に付死罪被仰付以問父の
 科に依て遠島中付之

小普請組

土屋讃岐守支配

黒澤五郎右衛門家來

若林喜三郎

青山五十人町

三次郎店

三九郎

湯島天神町同朋町

家主

定次郎

同所天神社地門前

藤右衛門店

水茶屋渡世

富五郎

下谷長者町一丁目

家主

新兵衛

上野元黒門町

市右衛門店

嘉七

根津門前町

源助店

要助

芝飯倉町一丁目

家持

嘉兵衛召仕

幸助

神田佐久間町二丁目

平右衛門店

藤三郎

柳原岩井町代地

市兵衛店

龜吉

下谷辻番屋敷

家主

幸七

同人娘

てつ

右無構

一小普請組彦坂近江守組河内山宗春儀吟味中いまだ中
口不定内病死致いに付其旨可存

右差添人

右町役人

右中渡の趣一同証文中付る
是時宗春は四十八歳ありしなり直侍の猶次郎は不測よ入
墨鼓の處刑にて放たれのみあらず嘗て獄中に在りしとき
同獄の病者を懇よ看護せしを奇特なりとて青銅五貫文を
賜りたり後に人の世話にて飯田町中坂下に俗に所謂飯屋
の店を開き至極正路の活業を營み赦免の仁恵を謝するた
めとて南町奉行筒井紀伊守北町奉行柳原主計頭の職名を
書き表装を加て二幅對とあし店先の壁に掲げ神酒を供へ
朝暮これを禮拜し暫く堅固の体ありしを再悪き念を發し
竟にその事に依て捕縛せられ久く獄舎に下り再犯の容さ
れざるは法令の定る所なるにぞ天保三年十一月廿三日死

刑に處せられぬ是時三十八歳なり死後同人の情婦新吉原
江戶町一丁目大口屋の娼妓三千歳本名と湯島駕町御殿の
者伊佐傳五郎の兩人その屍を請受け千住小塚原なる回向
院の別寮に葬り墓碑を建立せしが三千歳傳五郎も鬼藉に
入りその石も亦缺損したり今彼處に存する至き堅石の近
比再建せし墓標あり終

○加賀騒動の實説

四の巻の續

眞如院大槻内藏助の望右の如く巳ときなしえかるよ願
ふどもあく風説して内藏助がまきりに勢之助利和を連枝
に復さんとするの議を發することを怪しけれといひ或は内
藏助豫て眞如院と心を合せて此事を巧み利和に家を繼し
め内藏助巳一人國中の政權を專にせんとの隠謀に出るか
りあど種々の街説行ゆるうち何等の事より彼淺尾に疑
かゝりしよや俄に召捕て鞠問よ及べども淺尾かくして更
に實を吐ず事巳むを得ず竟に拷問すれども知らずといふ
の外に他言なしいまど黒白を定めざるうちに淺尾のみづ
うら舌を噛て死したりといふ世に誤傳へて蛇責に苦めら
れて死しといふ例の虚誕あり情又内藏助が平日の言

行陰にの邪曲を懐くといへども陽にの偏に愚誠を飾れば
 權勢の逞しきといひ旁智者も頼くこれを發くを得ざり
 しといへども今はやうやく威勢の衰弱するに從ひ種々の
 姦曲竟に露れ現て竊に眞如院より淺尾をして内藏助を頼
 み利和が復舊を謀らまめし秘策を委く知るものありて密
 告せしりば老臣等さてこそと忽内藏助が職を罷ぎ詰問の
 末頼て五架の山中に圍圖を修理してこゝに籠居おさしめ
 眞如院は大竹原といふ所よ移され是より閉居の身となり
 ぬ然れば勢之助利和はその身素より此事を與知るにあら
 ぬと何となく世の中の変も心愛く思ひしまゝみづから退
 きて別邸に閉居むけり眞如院の流石に思ふ事はかなはず
 利和も閉居の身となりしと聞き憤懣に堪はず是がため心も

暴くしとなり竟に憂悶の中に死したり斯て後利和のその
 監實は辨へざれども生母の死も畢竟我身のために起りし
 と聞ゆべいよくおぢなき心地して憂は眉根の開く時
 なじまがると寶曆元年十二月吉徳朝臣の四男利和の爲に
 ハ弟がけりける嘉三郎利見の大將軍家重公に拜謁し從五位
 下に叙じ上総介に任ぜられしが同三年四月當主左近衛中
 將重熙朝臣俄に病て卒去せられ嗣子なきをみて右の上総
 介利見も重熙朝臣に廻繼嗣と定められ同五月家重公の傍前
 に於て遺領を賜はり同年六月加賀守に遷り大將軍の一字
 を賜ひ名を重靖と改め正四位下よ進み左近衛少將に任
 ぜられしかり借重靖朝臣家を繼しより幾程もなく同年十
 二月病に罹りて卒去せらる斯の如く喪事引續けハ江戶と

本國との往復櫛の齒を挽に異らず重靖朝臣もまた嗣子な
 ければ吉徳朝臣の六男即その弟なりける健次郎利厚をも
 て嗣となし同四年正月大將軍家重公の面前に於て遺領を
 賜ふと先規の如し斯て同四月大城に登り又大將軍の面前
 に於て元服し一字を賜はり名を重基と改め正四位下に叙
 し左近衛少將に任ぜられ加賀守に遷る後に名を重教と改
 めしありて、に其比いかなる偽者かいひはじめけん喪事
 のかく引續く、全く眞如院内藏助淺尾等が怨念の祟を
 すなりおどとりとまらぬ風説をあすと頻なりしかば利和
 鎊にこれを聞傳へ喪事の續くを生母の怨念ありと聞くも
 心苦しく且は先考はじめ兄弟の菩提のためは佛門に入り
 まほしと屢剃髮染衣の身とあり亡入りの冥福を祈らんと

欲するの意を告てこれを請ふと切かれども藩議い々にや
 決しけん一圓その事を許されずそのうちに利和も亦死せ
 り時に寶曆七年四月十日丑刻あり因て亡骸の同所眞昌寺
 中立昌庵に葬りぬまかるにその三回忌に當る同九年四月
 十日の夜丑刻右の立昌庵或の傍より出火し前よりいへる如
 く大火となり城門の更あり士民の居室許多灰燼とあり既
 に將軍家よりも金五万兩を貸下され人民を救助せらるゝ
 程なりしより彼世の偽者等いよく口さがさく道理に
 も當らざる妄言を造り出て是も彼人との怨讐の祟なりか
 らいひ觸せしを本として猶種々の妄誕を附會して世には
 喋くしく傳へされども信ずべからざる事のみにて既に此
 書ぶに我未全く信ずるを得ずその前にも論ぜし如く前

田家の昔時我邦無双の大藩にして其内事のいかで濫に他に洩るべきや實説の江湖に流布すべき謂なければなり然れども彼書は今世上に流布する俗書と對照すれば較實に近きに似たれば姑くこゝに載せしむり猶識者の考定を俟のみ終

○畦倉重四郎の實説

卷の四の續

借も關東郡代應の捕更の富右衛門を召捕て連歸り途中異變なく着府せしよし郡代伊奈半左衛門に報しうバ即時法庭を開き半衛左門出坐して富右衛門を白洲に喚出し先其者の容貌を見るに實に温順篤實にて中より人を殺し金を奪ふべき人体あらねば心中早くも仔細あらんと悟り疑更に解ざりしといへども猶法の如く詞を正して其事を糾問するに富右衛門恐るゝ答てその事は郷里幸手に於て捕縛せられし砌中立ち如く平兵衛が横死の前日商用によりて下總より下野邊まで至り歸路には古河に逗留し今月四日我家に歸り初てその變を聞て驚愕に堪ざる折から捕更入來られてかく縲紲にかかりたればその事素より知るべく

もいはずといふ半左衛門聞て今中いまちゆう所據ところよりあるに似たりといへ
 ども汝なんぢが所持ももちの烟袋たばこいれを死骸しかいの傍かたはらに遺たごしれましうへの誰たれか
 汝なんぢを疑うたがはざらんや彼烟袋かたばこいれの事ことはいかにと問とへば富右衛門
 又答またこたへて彼烟袋かたばこいれハその時ときより遙はる以前いぜんも何方いづかたにてか遺失おぼろしひし
 よて己まづに我手わがてにあらぬ品しなにていといふ半左衛門又曰またいく然さ
 らば彼烟袋かたばこいれを遺失おぼろしひし時とき訴出まうしたしやいか。富右衛門否いな些細ささ
 の品しななれば別に訴うたずして日數ひかずを経ていど陳のたまるに半左衛門
 又いへらくよしや些細ささの品物あひものなりとも訴まうへざれば今日こんにちに
 いたり遺失おぼろしひしとの中立ちだの無効むくうなり然しからばこれを證據しやうこ
 糾問きうもんを受うくべきは理ことの當然ぜんぜんなりといふべしそは姑しよく聞き
 汝下總なんぢしもより下野邊しものへにいたり歸路かへりみちには古河ふるがに逗留とどませしよ
 只今ただいま中立ちだたるがもし誠まことに然さる事ことならば何方いづかたにいたり何某なにがし

の家いへに宿やどりしとなど詳しやうに運のこざるやと問とに富右衛門然しかれば
 にてい共事ともことは既に幸手さいでにても中立ちだし如ごとく先月せんげつ二十六日の
 早朝はやあさ我家わがやを發足はつそくし下総國しもさつのくに葛飾郡かしかつぐん古河ふるが在藤岡村ふとうがむら名主茂なぬしむし左衛門
 門かどといへる者の許もとに至いたり同夜どうやの彼家かたやに宿やどり翌廿七日あしたにに
 朝六ツ時あさむすつとき同家どうやを立出たていて下総國都賀郡しもさつのくにつぐやぐん初木町はつぎまちなる油屋あぶらや徳右
 衛門とくえもんが家いへに至いたり商用しょうりやうの談はなしに及およぶといへども事速ことはやに整ととのがた
 く因よてその夜よ同所どうしょに宿やどし同廿八日どうにも猶逗留なほとどまり同廿九日
 の朝あさまで同家どうやに在ありて他出たしゆつせし事こといはず然しかれば廿七日半
 左衛門横死さえもんよこしの夜よは已まに朽木町くつきまちに至いたり在あればその距へたると十
 里外りゑの他郷たかたうに宿やどる身みにしていりて平兵衛へいべゑを小篠堤こさやづみに殺害ころ
 するとを得えいべきやよろしく賢察けんさつを仰たのぎ奉たごると陳のたまるを聞
 て半左衛門其分疏そのぶんその確たしかるにますくその冤罪ゑんざいなるを悟さと

りしかばうち點頭て其日の糺問をこれにて止め汝が中立の趣聞をさるに似たり然れどもとにかく烟袋の証據物何れば他にその賊を捕獲せざるまでは汝が疑は晴れがたし糺問中大法に遵ひて入牢すべしといひ渡り頼て本所松坂町ある郡牢に送り入れさせけり儲又幸手の驛吏は立歸りて富右衛門が妻登美に烟袋の分疏立がたく郡牢に送られし情状を語り聞せしかば登美の天を仰ぎて歎悲めどもせん方なしこゝに富右衛門に一人の男子あり不幸よして幼稚より盲とありしかば所詮商賈をなし得べきものにあらざとて十三歳の時より江戸に出し鍼治導引の修行をさせしに其師は心最深切の者にて教授よ力を吝ざれば追々その技の上達せしを師はますます喜び愛して竟に跡を譲り

城の家名を繼せ頼て名を富之都と改めさせしかば人形町に家を定めて住めり儲母登美より今度の横禍を報知せしに富之都の父が冤罪の爲に牢舎に繋れしと聞て泣悲み杖を力に馬喰町なる半左衛門が邸に至り父に代りて入牢せんと請ふに四奉行かくと聞て半左衛門に通せしかば半左衛門廻富之都を白洲に呼出し汝が孝心實に感ずるに餘あり然れども父富右衛門が事假令その罪なきにもせよ平兵衛が死骸の傍よ所持の烟袋を遺したれば他にその實の賊を捕るまでは疑を免るべからず因て暫く牢舎に籠られしあり然れば父が罪いまだ決するにもあらざれば天の冥助ありて免さるゝともあるべし只運を天に任せて神妙に時機を待ね父に代ふんとの請願の其志深く褒べしといへど

も只父に無罪の子を代らしむると法令に於て許さるべき
先例なきを如何せん情に由て法を枉んと一切かかひがた
し謹て公裁を待こそ肝要なれと懇よ理を説て論まじりば
富之都もせん方かく涙を濺ぎて退き歸れり斯て半左衛門
は富右衛門を釋すべき証據を得まはしとて手代池田大八
馬込藤十郎を派遣してその實地を探らせしかば兩人のぞ
の指揮よ從ひ江戸を發足し幸手を始め藤岡古河朽木等を
探偵するに物て富右衛門が中立ちる所に毫末も違ふとなし
殊に廿七日の平兵衛横死の當夜かれバ朽木の止宿所を糺
問し左の如き届書を出さしむ

覺

幸手宿富右衛門儀商用に付六月廿七日晝八ツ時比私方

に參り一宿仕し猶又商用懸合不相分故廿八日迄逗留仕
し廿七日より晝夜他出不仕私方に逗留仕居廿九日四ツ
時出立致し此段相違無御座依之御請如斯御座以
上

九月七日

下野朽木町

油屋徳右衛門

同所町役人

中村五兵衛

同所問屋

杉村幸右衛門

池田大八様

馬込藤十郎様

八十三 兩人の歸路又古河藤岡をも紅問し歸府のうへ一過の書面を附し前の書と共に呈進するを半左衛門開讀むに云

泊所覺書

杉戸屋富右衛門儀六月廿六日朝六ツ時幸手宿自家出立致し下總國葛飾郡藤岡村名主茂左衛門方泊廿七日朝六ツ時出立下野國都賀郡朽木町油屋徳右衛門方泊廿八日同所逗留廿九日晝四ツ時過朽木町出立下總國葛飾郡古河町穀屋義左衛門方泊七月四日朝四ツ時歸村右の通泊聞糺い處相違無之別て廿七日の泊所上町名主方呼寄猶又逐一吟味仕書付取之役人共印形爲致し且又古河穀屋義左衛門方より穀代金百圓富右衛門方相渡い趣是又呼上吟味仕書付受取申い

九月九日

池田 大八

馬込藤十郎

半左衛門此調書を閱し畢りいよ富右衛門が冤罪なると明白なりといへどもたいその本賊を獲ざれば放免すべからず不便あれども暫く牢中に留め置速に本賊を捜出して擣捕るべしと委しくその意を手代下代等にいひ含め竊にその賊を探らしむると最嚴きりしあり

以下は次の巻に分載す

○小倉騷動の實説

四の巻の續

文政元年忠苗朝臣卒去り忠苗朝臣嚮に年五月六その實家
 信濃守長爲が二男忠徳を養ひて嗣子とかし同七年十二月
 從五位下に叙し伊豫守に任せられしうは是に至りて長爲
 朝臣養父が遺領を相續し頓て同年十二月從四位下に進め
 るかく異事あく代替ともかり一藩万歳を唱て平穩の体な
 れども藩士中には犬甘兵庫が事の餘燼ありて竊に一和せ
 ずそは先年罪科を得し兵庫が親戚のさらかり其黨の者或
 の家祿を沒收し又はその給知を減し重きハ逐れて城下の
 居住を許されざるもありしかば其親類縁者ハ是全く老臣
 等が兵庫の權勢を猜忌むの餘に諸士をうたらひ遂に罪に
 ハ陥れしかりと誤り思ふより心中かのづから反對黨の人

々に怨を合むも少からざりしより陽にハ平和の体を示せ
 ども陰には吳越の思をあし鎬を削る人情にて其實更に穩
 ならねば必ある人々は眉を蹙めて將來を憂ざるはあし去
 かるに當時幕府の先例として朝鮮の聘使ハ江戸にて禮儀
 を行るゝ事ありしが近年諸侯逼迫し遠路の往還その費用
 少かす將軍家に於ても幾多の費用ありて國財乏しき際
 に當り只舊例に泥むのみにて簡易の改革をせられざらん
 ハ遠慮なきに似たり此事たゞ我邦のみあらず彼朝鮮國に
 於ても費用亦少からざるべければ聘使を對州に迎へ彼處
 にて禮典を行るゝに至らば兩國の爲ハ無用の費を省くの
 良策あるべしと寛政以降屢朝鮮國と應答を尽し彼もやう
 やくこれを承引して即對馬を以聘禮の地と定められぬ是

に於て幕府の名代として諸侯の内を人選せらるゝに東國の諸侯をして此事を掌らめられれば遠路少からざるの入費ありて難儀あるべし然りとて西國の諸侯ハ國持或は外様の面々にて其事に充らるべきにわらず中國より四國の間ある譜代の諸侯にて十方石以上は松平譜岐守松平陰岐守小笠原伊豫守の三家のみ就中伊豫守はその領地豊前なれば對馬に近く総ての便利是よりよろしきはあしと幕議忽一決せり此事の末より小倉の藩士再騷擾するには至りしかり

(以下は次の巻に分載す)

○切られおどみの實説
 切られ與三郎その實伊三郎が事は嚮に著し、實事譚中にいへりまゝるに草双紙にて與三郎實は伊が刀疵あるのみならず彼阿富にも亦疵痕あるよし作りしを看し事あるやうに覺えたりこは全くの虚誕あらで猶よく聞くに阿富にも亦疵痕ありしといへり實事譚中にハ阿富が身の上の終をいひざりしかば今こゝに載てその首尾を全ふせむに阿富ハ伊三郎と夫婦とありし後實事譚を參一人の女子を生めりその女子成長の後大坂某が手代某に嫁ぎ幾程かく是もまた一人の女子を設けしに其夫ハ法を犯せし事ありて處分を受しかば母子とも餘儀なく里方伊三郎が家お歸り幼女を養育しけり此女成長せし後末姫君の住居霞ヶ關か

る松平安藝守の邸の大奥に奉公せしかば其縁により祖母
阿富もその住居に折々往來せり其折人々これに逢見しに
少く疵痕ありこは彼木更津の一件に伊三郎とにもに受し
疵ありとぞ最はかなき物語あぶら彼夫婦の事今ハ普く人
口に膾炙せれば聊その餘談をこゝにかい記しつ

○駿河家騒動の實説

駿河大納言忠長ハ大將軍源朝臣秀忠公の二男にて徳川第
三代將軍家光公の舎弟あり母は越前國小谷の城主贈中納
言淺井長政守備前の息女名ハ達子與と稱を於江にて慶長十
年丙午五月七日江戸城に於て忠長を生めり幼名を國松と
いふ藩國丸譜に國千代丸今に御系譜に御傳記に元和三年十二
歳にて始めて信濃國小諸城十一万石に封せらる因て竹橋
門内に新規の殿造ありてこれを北の丸殿と号せり是國松
の居邸なり斯て同四年正月十一日信濃の封地を轉じて甲
斐國一圓を賜はり同國府中城に移されぬ時に十三歳あり
同六年八月廿二日從四位下に叙し參議に任せられ左近衛
權中將を兼えめらる因て甲斐宰相とも宰相中將とも世に

六十四 是稱へしあり同九年七月廿二日また進て從三位に叙し權
中納言に任せられしかば是より甲斐中納言とも又は甲府
中納言とも稱ふ斯て寛永二年正月十一日又封を移され駿
河遠江及甲斐國の内都留郡の地所領總高五拾五万石を賜
はり駿河國富士郡府中城は曩に東照宮の隱殿の料に火災
の後更に新造ありて坐を移されし由緒の城地ながら連枝
たるをもて特別にこれを讓らるべしとの幕議にて此日青
山大藏太輔幸成を使者として右の台意を傳へしめられし
かど忠長は悦べる色もあく又一言の回答もなし幸成その
不興の体を見て粗其心中を推察し家老鳥居士佐守成次に
うち對ひ大國二所を進せらるゝのみあらず甲斐の國內を
もそのまゝに併せ領したまへるゝかへすゝも恐悅の至

七十四 ありと賀すれば忠長は其詞を聞も畢らず忽面色を變しこ
の幸成は予を輕じ甲斐を併せ駿河遠江二國を領するを分
に過ると思ふにや抑予は何ぞや將軍の弟あり今海内の兵
權を掌握せらるゝ大將軍の子弟と生れたらん身の僅に五
十餘万石の地を領せんと何程の事やはあると太く怒りけ
るを成次言をつくるひ辱く台命を拜承するの旨を答へて
幸成を返しけり斯て成次主の前に進み涙をばらくと落
し君いかなれば只今の如き御詞を吐たまへるや日本全國
五畿七道を合せて六十餘州といへども國主あり領主あり
て將軍家の領したまへるは僅も八百方石なりまかるに君
の連枝たるを以其内五十五万石を分讓らせたまへば
是凡その十分の一あり是幾多の榮耀にましまさずや其果

八十四 報を毫も喜びよまへる御氣色もろく御使たる幸成に對し
 非禮を加へたまひしこそ安からぬ君はいつまでも將軍家
 の連枝と思ひたまふべけれども最前信州小諸を分ち授け
 れしより臣列なり既に臣列あるうへ凡將軍家の臣諫た
 らん者の皆同一の身分にて僅に御身の連枝たるの責さあ
 るのみ君此道理に御心の着せたまはずやと顔を冒して強
 諫せしうが忠長も忽思返し願て供觸して謝禮の爲に登營
 し総て成次が勸のまゝに隨ひ事故あく轉封の奉命を濟せ
 しかば是より世に駿河中納言と稱せられしあり

(以下の次の巻に分載す)

實々事譚卷之五終

明治十六年五月十一日出版御届

(十五錢)

同 年九月十八日發行

著者

新潟縣平民 松村操
 神田佐久間町二丁目十一番地

版主

東京府平民 望月誠
 京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地 本店 兎屋誠

大坂心齋橋通順慶町三丁目 同支店

北海道函館港

同出張所

實々事譚

卷六

○ 御堂前敵討の實説

○ 仙石家内亂 神谷轉の實説

○ 煙草屋喜八の實説

○ 畦倉重四郎の實説

○ 柳澤侯英一蝶配流の實説
出身外記

附 淺妻松の事

○ 橋場總泉寺敵討の實説

三の巻の續

五の巻の續

同

東國

實々事譚卷之六

敵討の實説

の事ハ舊く行れし給入の艸紙にも載せ又俗に

ものも記しるれを翻案して演劇にも作り久

し人ハ中た膽炙そそども其實事を知る者少し因て其正説

を探るに卯花園叢書の石上宣績に載する所の樋口鉄翁が自

身の昔物語を其義子次郎右衛門直之が筆記せしめて其事

いと確實なり今同書と其他一二の筆乘とを参照して爰に

載せ以世の謬説を破らんとす抑此事件の起原ハ肥後國熊

本の城主加藤肥後守忠廣寛永九年六月朔日故ありて所領

肥後國五十二万石を沒收せられ酒井宮内大輔忠勝朝臣に

預けられ堪忍分として一万石を賜はり男松平豊後守光正

一

御堂前復讐の事ハ舊く行れし給入の艸紙にも載せ又俗に

の事ハ舊く行れし給入の艸紙にも載せ又俗に

ものも記しるれを翻案して演劇にも作り久

し人ハ中た膽炙そそども其實事を知る者少し因て其正説

を探るに卯花園叢書の石上宣績に載する所の樋口鉄翁が自

身の昔物語を其義子次郎右衛門直之が筆記せしめて其事

いと確實なり今同書と其他一二の筆乘とを参照して爰に

載せ以世の謬説を破らんとす抑此事件の起原ハ肥後國熊

本の城主加藤肥後守忠廣寛永九年六月朔日故ありて所領

肥後國五十二万石を沒收せられ酒井宮内大輔忠勝朝臣に

預けられ堪忍分として一万石を賜はり男松平豊後守光正

一

二を六金森出雲守重頼に預られ百人扶持を賜ひしかば一藩
比士四方に離散し或の便宜の諸家に仕へ或の其國に留り
又の他國に赴きし者の親戚の厄介となるも少からざ其中
よ本部某といへる者の一族の豫く阿波國徳島の城主松平
淡路守綱矩朝臣の家士中西彌次郎安田治左衛門等が家祖
との古傍輩たりしの因縁あるによりて同處に赴きろの世
話にて所縁の藩士の厄介とありし内本部藤助といへる者
の綱矩朝臣の末藩蜂須賀飛彈守隆長が家士本部仁右衛門
が養子となり又本部雲益が男本部平左衛門といへる者の
宗藩の士安藤治左衛門に所縁ありて父子共に同家の厄介
となり居れり爰に又右の藤助平左衛門等の叔父に本部實
右衛門といへる者ありみれも亦共に徳島に來りおるじく

治左衛門の厄介となり専奉公の先を求めたりしが此實
右衛門の性質實直にして今年二十五歳の壯年及び武藝
熟達すれども毫末もろの手練に誇らざ然れば人皆其行狀
を見て稱賛せざるのなしかゝる人よも不思議の禍の起る
ものにはやありけん天和三年四月廿四日綱矩朝臣の大小性
島川太兵衛といへる者偶城下新町の途中に於て實右衛門
に行逢たり折節大雨風にて實右衛門は浪人の身あれば一
僕だも具せせ傘を半開にして傾けさし木履と踏て橋上に
かゝる處太兵衛も亦傘木履にて向より渡り來り行違ひさ
まに誤て實右衛門が傘太兵衛が額より中りしと雨風の烈
しき紛色に互にその意もつかせ行過しに草履取の僕共主
三太兵衛が額より血の流出る体を見つけ大に驚き過刻の士

四 傘を殿の額に中ろれがために疵けき血流れぬ其分にて歸
らせられなば後日他人の誹謗もはかりがたしといふ太兵
衛も僕が言に止むとぞ得て引返して實右衛門を呼留め養
地に斫てかゝる實右衛門の素より何の心もなければ合羽
を着し大小の刀には柄袋とかけ木履のまゝにて携へし傘
を以て受留め事の趣を聞んとするに太兵衛が太刀風烈し
く斫つくればいかにもせん方なくおなトく抜合せて斫
結ぶ其内太兵衛誤て木履の緒を踏切り轉びしを見て實右
衛門聲とかけ不慮の過無口惜くおもはるべし起上り勝負
おれと刀をとめしかば太兵衛心得たりと起上り又々一
上一下火花を散して斫合かうち今度の實右衛門誤て滑り
ころびしを起しも立せ其虚を得たりとたゝみかけ斬つ々

しかば實右衛門の五ヶ所の深手を負ひ竟に其處に落命し
けり太兵衛も頭に一ヶ所腕に二ヶ所の手疵を負ひぬ然る
に實右衛門は浪人にて安藤治左衛門が厄介なりといへど
も國主の請ひて内証に差置しを以此時に至り具狀に差
問へ家來のよしを申立し其比番法として倍臣の直臣に
對し不慮外を働く者は討捨勝手たるべしとの制度なれ
ば太兵衛の罪を問るゝとなく事頓て濟たり實右衛門が親
族一同太兵衛を敵として彼を窺へども亦爲すべきやうな
ければ空しく無念の月日を送ると既にして四年に及べり
爰に又太兵衛は喧嘩の折實右衛門が武士道を立その轉び
しを助起し尋常の勝負に及びし義心に反し同人が誤て滑
五りしを幸ひに斬殺えしに武士に似合ざる所行なりと藩士

六のこれと識る者多ければ心にこれと愧るの事ならず頭に
受けし刀創にて出勤もあしがたければ其儘引籠りありし
が其後木部一類の動靜を伺とさるるに是不といふべし異
状もあらずと聞えしかば最早別條なかるべしと貞享四年
攝津國有馬の温泉に古創療治の爲に入浴を願ひ頓て其事
許されければ近々出立せんとて其支度頻り之爰に實右衛
門が甥なりける彼藤助の此其十八歳にてまた角前髪なり
しが此風説を聞て竊に思ふや我今の仁左衛門を養子と
なれば養父に對しての不義なりといへども叔父實右衛
門の敵は一日片時も忘るゝと能とせ常にこれを報せんと
思へども仇島川太兵衛の其儘家に籠居て他出せるとなき
のみならず城下に於て事をあさんとせば反て志を遂ると

を得ざらんも知るべからず今度彼幸ひに他國に出ると聞
けば此時を失ひて何れの日か本望を達せん然りとてあ
からさまに養父に告て他出せんとせば許されざると必定
之ひとり志と決して脱走せんに如と竊に胸を定めし
かどたゝ船切符なくして渡海するを得ず此事のゆゑす
べきと心中に深く思慮をめぐらし、が不圖叔父なりける
者出家して國主の新願所蓮久寺の住職となりぬたる事を
思出し我鈍くも此事を忘れたり彼に心情を告て頼むに於
ての今の出家なりといへども俗縁の弟が仇之あど心に無
念ならざらんや承引るゝと必定ならんと是より直に蓮久
寺に至り志のほどを委しく述て所詮養父に告るとも許さ
れざるゝ必然なればあはれ厚志を以船切符を授けたまへ

八と請ふ切之住僧の志の深きを感じ異議なく松切符を與へしかば大に喜び直に便船に飛乗りて先大坂にぞ若しける爰に又豫て藤助と志と合する從弟本部平左衛門の先頃まで徳島に在りしが今所用ありて江戸なる磯貝藤兵衛が方に逗留して在り此藤兵衛といへるの實右衛門の兄に因て藤助の大坂に着するやいなや急書を三日半の早飛脚に托し仇太兵衛有馬の湯治に赴けり此時を失はば志を達する日ひなかるべし此書到着せば即時其地と發足し當地まで走登らるべしと報遣りしかば平左衛門は其書を見ていかで暫時も猶豫そべき父雲益が爲に弟我身の爲に叔父の敵之恨の藤助に異るとなしと叔父藤兵衛に竊に事趣を告て俄に江戸を發足し東海道を晝夜走登り順て大坂

坂に到着せり斯て藤助平左衛門兩人は心を合せ有馬の動靜を聞探るに太兵衛の已に湯治を畢り近日大坂に来るよしを豫て内通を頼み置ける阿波國の町人五兵衛といへる者の方より報來りしかば兩人は最首尾よしと雀躍して待つ處頓て太兵衛大坂に着し云々の處に旅宿すとの聞にあり兩人と晝夜の近傍をうかがふといへども彼も用心ありてやいまだ機會と得ず兩人竊に囁きけらく大坂の幕府の所領といひ殊に諸人輻湊の地之假令復讐なりといふとも猥に白刃を揮てい巡吏のために防ぎ支へられ志を得遂ざるともあらず後悔臍を噬とも詮なし因て先町奉行所に復讐の旨を届出而して後事をなせば巡吏に制せらるゝ九の愛なかるべしと相談しつ六月二日兩人東町奉行小田切

十 土佐守直利が廳に至り去天和三年四月廿四日叔父本部實
右衛門といへる者島川太兵衛が爲に斬殺されたり然るに
彼當地に逗留するよしを聞きたる何方にても見當り次第彼
を撃んとす此旨聞召置れんとをど届出しければ直利聞届て
直に書替と與ふ兩人恩を謝して退き又西町奉行藤堂伊豫
守良直が廳に至り書替を出して事の顛末を告しうば良直
披見して帳簿に録し願て其書替を返し與へぬ抑此書替と
いへるは最初其者より差出し、文と其儘又寫し末に聞届
の文と記して返し與ふ其原文を書替るを以書替とい稱す
る之かく書替を所持するうへの何方にて出會ふとも今
恐るゝ所なしと兩人の天地と拜して勇みたり
以下と次の巻に分載す

○仙石家神谷轉の實説

三の巻の續

渡邊角太夫の江戸よりの命なれば今は拒まんやうもあ
河野瀬兵衛を出石よ渡まじかど忠臣と姦徒の手に屠らせ
んと最嘆くべしと思へば西村貞太郎に其意を告て速署
の一書を作りこれを江戸在邸の仙石家同姓中の用人に送
り偏に瀬兵衛が罪科寛典に従ひるゝやう執計ひこれあり
たしと懇請し別に又一書と神谷轉におくり若本國にて寛
典の採用なきに於ての事今の已むを得ざれば某自身江戸
に出府して幕府に出訴せんとする存意と認めしかば轉
の讀畢りて大に驚き若本國に於て寛典の願を採用ひを角
太夫怒て公訴するに至らば君家の大事これより急なるの
なし誠に由々しき場合と大に心を苦しめ急ぎ此旨を能

登守等も告げ四年寄の處置をはじめ瀬兵衛の刑の寛典然
 るべしと久道朝臣の内室及同姓中よりの使として年寄本
 間左中を出石に至らしむ然れども左京は是等の事を少し
 も顧みず早く瀬兵衛等と嚴刑に處せんとて其支度最頻々
 然るに此比久道朝臣病によりて卒去わり一國の大喪たる
 を以て流石の左京も刑を執行するを得ず瀬兵衛とは尙も
 嚴しく獄舎に繋がせ忌の果るを待ゆと一日千秋の如し斯
 て同六年乙未正月大喪除きしかば急に主計をはじめ四人
 の者を呼出して宣告すらく其方共儀去辰正月十六日徒黨
 連印の書面を差出し重役及諸役人の政務私曲あるよしを
 訴へしりど大殿賢明にして早くも讞訴なるを洞察したま
 ひ即刻糺明を加へらるべき處然ある時の重科の處置にも

至るべくいづれも先祖以來舊功の家筋不便に思召格別厚
 き仁恵にて隠居塾居長男等に家督を賜りし處元家臣當時
 浪人河野瀬兵衛豫ての持場所をも憚からむ江兵に至り主
 家の同姓等に最前四人より立し文意にひとしき書面に
 自己の私意を加へ風説と取交て文意巧みに讞訴に及び加
 之彼が姉嬢生野の地役人渡邊角太夫より容易ならざる趣
 を瀬兵衛とおなじ様や立しより餘儀なく公聽に達するに
 至れり尙又去午年正月十六日西殿に召され大殿の面前に
 於て囊に差出まし書中の事件一條毎に審問ありといへど
 も一言の分疏もなく却て事の都合を詫び恐懼して憐恕
 と請ひ或の罪に伏して只管寛典を願ふ等其所爲區々にて
 全く妄誕を以上を欺く大胆不忠不義の至之殊に老臣有司

の事を讒訴に及ぶの始末武士道に反するの舉動重く不届
 至極なるを以て自裁をも命せらるべき所先祖共代々の忠勤
 を顧み特別の仁恵を以て死一等を宥め落飾の上圍場に幽閉
 せしめらるる急度謹慎すべしと嚴に言定て四人を嚴しく穢
 多町續なる明家に幽室を構へふれに推籠め他出と許さず
 河野瀬兵衛をバ竟に嚴刑に處せし無慘といふも尙餘わ
 り其他清兵衛が男酒匂薫の父清兵衛不届に依て共に嚴重
 の所置を加へらるべき處格別の仁恵を以て采地を沒収し隠
 居せしめられ其子久太郎に繫扶持十人口を與ふる旨を沙
 汰して小人町に移らまめ玄蕃が男荒木信太郎にも父玄蕃
 云々と同斷の趣を宣告して繫扶持二十人口を與へ服部彌
 兵衛が明郎に移るべしと命し主計の男仙石富太郎に父

主計云々と同斷の宇渡の末仙石の苗字を止め繫扶持二十
 入口と與へて谷野才兵衛跡郎も移し原市郎右衛門跡目に
 の繫扶持十人口を與へ小人町に移るべしと各ひとしく嚴
 重の沙汰に及びしかば一藩恂々として心と安ずる者なし
 爰に又仙石左京は神谷轉が江戸に在りく屢能登守等に會
 し其心素より忠義に厚く飽まで主家の爲に計畫し姦臣と
 搦んとするを最いぶせく思ひ本國に呼寄て是をも己が毒
 手に陥れんどの心より同四月豫て定府なりし神谷七五三
 及當時末家彌三郎方用人轉の兩人今度國住居を命するに
 より至急歸國すべしと嚴しく沙汰に及びけり然れども轉
 の末家の事務を總轄するのみならず去年二月十日大谷小
 路邊より出火し此火數十町に延焼し彌三郎の邸も災に罹

りいまご假屋の儘にて普請中あれば是等の事を後職も
 委ぬる時日あるにより切て出立一兩日の猶豫を賜りた
 しと屢請へども江戸在邸の吏の本國の命令最厳しとて更
 に許す氣色もあし元來借人なれば彌三郎も強て論せると
 を得て竟に兄七五三の家に歸るとなれり其時轉心中に
 思ふやう本國よりかく急に呼るゝは是姦徒の計策に出し
 にて我もし心なく彼地へ赴かば無慘の禍に陥んと必定
 既に河野瀬兵衛が覆轍あるを勘断して千金の此身を失
 い主家の爲に忠義を尽すによしなかるべし一先身を匿し
 て事を謀るに如うせと想定めしかば直に一書を途中に於
 て認め借金多分にして俄に出立するを得て是により據
 なく退身するよしと西久保なる藩邸へ報げ其身の直に柔

術の師澁川伴五郎の方に至り委細を告て後事を謀りしか
 は伴五郎聞て事かくの如くなるときと藩邸よりの穿鑿必
 嚴密なるべし然るを府下に潜匿するは甚危し總て身を忍
 んだに普化僧に優ものなし我此事を計とんとてみづから
 淺草なる一月寺の番所に至りて頼み入るに番所の役僧速
 に承知して本寺下總國なる一月寺に送るべしとて番僧一
 人を附しかば番僧は轉を伴ひ廻一月寺に至り和尙蛟龍に
 事の顛末を告て入室を請ひける程に蛟龍頼古法の如く保
 人の澁川伴五郎と定め帯刀を寺に預り納めて宗法を説示
 し法号と友鷲と改めさせ同六年未三月より上總國望陀郡
 三雲村なる松見寺の看主となしぬ猪仙石家の江戸在邸の
 吏の轉が途中よりの届書を見て大に驚き兄七五三に尋方

を命し尙藩邸よりも逮捕の者を出し捜索に及べども更に
其踪跡を知る者なし此事本國にも注進せしりバ左京指振
して江戸留守居依田市右衛門河野丹治より町奉行筒井伊
賀守政憲が用人に申請ひ政憲に具申させ轉逮捕の事を頼
ましりバ政憲は素より仙石家の内情を知るべくもあらね
バ速に承引して與力同心等に其請の趣をいひ合め人相書
を以轉を探らしむ因て其手に属する者厳しく探索れども
普化僧となりて遠き上總に身を潜むれば知る者絶てなか
りし之

以下次の巻に分載す

○烟草屋喜八の實説

五の巻の續

光陰の現に矢よりも早く秋も過其年も冬の半となりし比
彼遊女半蒔の俵屋に在りて浮川竹のつとめいなせども瞬
間も次郎吉が事を思ひ忘れず泣かぬ日とてもあかりしと
妹女郎巻篠といへる者さまくぐりにいひあぐさめて憂日を
送りぬたりしが所詮此家に在りてハ次郎吉に逢ふべき道
もなしとして半蒔の一日義兵衛を呼て意の中をうち語り脱
走らんことを相談せしかバ義兵衛も半蒔が心中を察し止め
んよしもなけれバ其時機を待居たりしに一日大雪降りて
道路に人も少きを是幸ひなりと半蒔の巻篠へも深く頼み
水廻口より忍び出光義兵衛の家を走せも死豫て頼を置し
水綿布子に黒染の麻の法衣を着竹笠眉深にりぶりて面と

隠し道心者の体に身を忍び難なく大門を出て日本堤より
 浅草の通を日本橋に赴きより麻布谷間を尋て長八が
 家に至りしかば次郎吉の夢りとばかりうち喜べば長八夫
 婦も亦半蒨が遊女も稀なる志操を感じ是より共にかくま
 ひ置きしがと夫婦だに安からぬ瘦世帯に次郎吉来り又其上
 に半蒨の加はりしかば朝夕の烟も今立かぬを次郎吉
 半蒨に然る氣色も見せず長八の籍に其妻梅に囁示して
 一時奉公住をし其給金を以て烟の代となさんとを談し合ひ
 市谷御先手組坂谷に御先手組二ヶ所あり所謂本村五
 坂も一組今麻布前の谷より知らぬ細井金右衛門奥田主の
 俗書に組は今麻布前の谷より知らぬ細井金右衛門奥田主の
 作與力笠原某に俗書に久米之進作を必も耳袋が
 方に給金前借なし此家の婢となり其前借したる金子を

以日々の烟の代となすといへども是も固より些の金にて
 程なく残り宅使ひ果えしかば長八の大に方法を失ひい
 下のせんと種々に思案をめぐらせども今は金を得べき術
 計なければりくても遂に故主を餓死させるに至るべし道
 ならぬとの知りながらも今は盗みするより外に金の出べ
 き方便なしと窮苦の餘に忽不良の心を起し一夜竊に徘徊
 してよろしき家もがなど窺へども元來爲馴れぬ業なれば
 足のみ戦て事を爲し得ず空しく手をくみ辭々として歸路
 にむかひしに偶見れば與力体の屋敷に階子を掛け我より
 先に盗賊の忍び入りし体あり様子いりにと暫く窺ひわた
 りしに程なく盗賊出來り屋上より風呂敷包と表へ投出し
 續きて其者の下り來るを長八の矢庭に走より階子と共に

力と極めて抑倒し、かば賊の驚き、霧地に逃山すを追すが
 りてまかど捉へ我の素より賊を以業となす者にはわらね
 ど已まがたき事ありて主の爲に盗となさんと徘徊すれど
 も馴れぬ事とて志を得ず就ては身盗得たる金あらば我
 に貸與へられよ皇天上に在り人をば欺かじと欺く体の最
 眞實と顯し、かを賊も其心に感トうち黙頭て盗とし金子
 を取出し残りせ與へて去らんとするに不長八の慌て引留
 め主人勘當をゆるされなば此金子の必返しまるすべし
 身所の住所姓名のど問へば其賊の莞爾と笑ひ我にはいか
 で定れる住所あらんや程なく死刑に就く身なり禮に及ぶ
 とかかといふを長八猶押返して汚身れ意の然もあるべけ
 れども人より借りし金を返さざる道理なし恩を受けて報せ

ざる人にして人にあらず偏に告ふまへに強て其住處と
 問ふに賊答て然らばいふべし我の罪死を死るべきものに
 あらねば汚身もし我に報恩れ志あらば今日と忌日として
 死後の用ころ願ひしけれ其餘にいふべきとなしといひ捨
 袖振放して走去りぬ長八の惘然として往もやらせありし
 が今はせん方なしとて賊の行方を伏拜し其金子を改め視
 るに三十五兩ありまかるに其賊初に火をや放らん其邊よ
 り火起り折節烈風のため忽燃廣ぶり其勢凄じければ人
 々の上を下へと騒動す長八のこれに驚き逃歸る路にて盗
 賊火附改加役方の廻輿力に出會しかば長八の疵持つ足の
 我より畏懼を抱きて何となく怪じげなるを輿力と忽視答
 め引捉へて糺問に及ぶに不長八の詞といつり分疏すれ

逃出さんどするを與力すかさるの着たる單衣の袖を捉へて待よと引留む長八の其袖を引切り辛あして捕縛をまぬかれ家に歸りて何氣あくいよ、次郎吉の介抱を厚くしんつまでもと養ひ置きぬ情其夜長八を捕へんとせし與力の何人なりやといふに是なん長八の妻梅を抱へし主人笠原某なり梅の某が婢となりしより萬事忠々しく勤居けるに某が妻の髪に身亡り今の獨身の閨淋しきまゝいつしか梅が憎からぬ容貌と心ざまの優しきに心を迷ひせ切に慕ひ挑めせぬ梅の素より節操の正しき者なりいかで某が心に従ふべき最淺ましと思へども然りとて主人なれを言徳さんも流石なれば只風に吹る、柳の如く亂れんとして

亂れざるにぞ某のます、戀慕の情を増す折しも忽長八が身に一の難事予起りける、いかにといふに一日長八豆腐と買に出たるに彼先の夜捉られしを振切り危き場を遁れたる單衣に片袖なれば似よりの裂布を縫つけられを着たりしに偶先夜長八を捕縛せんとせし彼笠原某に途中に於て行會たり某の忽長八が体を視咎め引止めて先住所の何處にて名の何と呼ぶやと問ふ長八心中大に驚くといへども遁るべきにあらざれば麻布長町長八とす者こと答ふ某の名を聞て早くも梅が夫と知り尙嚴しく長八の着たる單衣の袖の古きと新きを繼令せたる所以を糺し先夜逃去りし賊は汝ならんといか長八の人違なるべし身に覺なると陳せれども某の更に聽容れず已に縛めんと

六十二 する程に近隣の者も集り来り彼の平日正直の者にて然る
悪行をなすべき者にいはずと種々に分断してふれを救は
んとそれとも某の一圓合點せを竟に繩もてきびしく縛め
牽立歸りて牢舎にぞ下しける谷町にての長八かゝる身と
あり今の次郎吉半部を養ふ者もなれば町内の者より橋
町なる次郎右衛門の支店に告遣り頼て二人を引渡ましか
ば支店より此事と次郎右衛門に報知らせ次郎右衛門も
出府して長八の悪事をなすものならざるよしを歎き訴ふ
といへども更に赦さるべき体もなければ今のせん術なし
とて神佛に祈願して助命を乞ふの外なかりしとぞ
以下の次の巻に分載す

七十二 〇 畦倉重四郎の實説 五の巻の續
爰に又畦倉重四郎と小篠堤にて平兵衛を殺害し罪を富右
衛門に負せんためと豫て三五郎より譲受し富右衛門が烟
袋を死體の傍に捨置何知らぬ体にて立歸り世上の情形を
窺ひおしに果えて己の謀りし如く富右衛門に疑りたり捕
縛せられて江戸に護送となりしおの首尾よかりきと喜び
つゝも又三五郎が事を危ぶむ彼が口より烟袋を譲受し
この世に漏なば誠に由々しき一大事なりとて酒奪取りし
百兩の内三十兩を三五郎に分與へ固く他言を止めしかば
三五郎も元來不良の性質なれば粗其事を察し知りて心中
に驚くといへども眼前三十兩を與へられたる慾情も道な
らぬ頼みを受け曾て知らざる体にもてなし、かゝる誰か

重四郎の所爲あるを知らんや只富右衛門が烟袋のありし
 と証とし平日は佛性といわれし人の愆情のためには人
 殺して金を奪ふ心の鬼ころおろろしけれといふものれば
 又否々富右衛門と然る悪業をなすものにあらず烟袋と平
 兵衛を殺したるの別なるべしといふもあれども重四郎が
 所爲ならんと知る者絶てなかりたり然ればころあれ重四
 郎の事今安しと自ゆるして相もかはらぞ忍びて諸所の
 賭場をめぐりたりしに其比慈恩寺村に大賭場ありて近
 國より數多の博徒集り來れり其中に鴻巣宿の金兵衛とい
 へる者あり此者の長脇差の首頭に七其子分と稱する博徒
 も數多なる中に無宿浪人八田掃部外に練馬の藤兵衛三ツ
 尻の茂助といへる三人を今度の右の大賭場へ連來り料ら

ぞも大勝を得て三百餘兩の金と獲たりまかるに鴻巣の留
 守宅より至急の事件起りしにより速に歸り來るべしとの
 飛脚來りしかば金兵衛の後の事を三人の子分に委ね其身
 の俄に立歸るとの風説ありしを早くも重四郎の聞知りて
 彼立歸るに於ての勝得たる金若干を携行くと必定なりい
 る途中に欺き撃てこれと奪ふべしと其歸途をはりり野宮
 村の盡頭なる敷蔭に待伏し今や來ると窺ふ處神ならぬ身
 の金兵衛と已を窺ふ賊ありと知らねば至急の報知に心も
 憚れ足を早めて來るを見定め通過し後の方より只一刀
 に斬斃し三百兩の金を奪ひ重四郎の直に其場を逃走りけ
 りふゝに三人の子分は豫て此地に残す筈なりしかど是
 らも急に引連れ歸るととなし跡より來よとて金兵衛の已先

出立せしなれば三人は止宿の家の諸費を償ひいざ親分が
 後を追はんと飛ぶが如くに鷲宮村の敷蔭まで来りしに路
 上に死して斃れし骸あり何者ならんと提燈をさしよせ
 て其死骸の面を見るにこはいかに金兵衛なりしかば驚呆
 れて三人の顔見合すのみ詞もなし暫くして各心おちつき
 然るにても何者の所爲なるべさや是必親分が勝金あるを
 知るも、の殺せしに相違なかるべし若穿鑿の手挂やあら
 んと提燈の火光に四邊を照し見るに一本の鉄扇あり親橋
 に杉田三五郎と鐫つたりこの親分を殺したる敵の所持
 品なるべしといへどもたゞいかにせん杉田三五郎といひ
 かなるもの、姓名にや知るによしなし心當りはあらざる
 やと互に頭を傾けて考れども思ひあたる者もなし茂助偶

心つき幸手の三五郎が苗字と杉田といふにあらざや既
 に彼が家の表障子に杉田屋とあるしたるを見しやうに覺
 め彼豫て親分に怨あるよし聞ねどたゞ勝金あるを知て
 此悪業にのびしならん然りながら彼が事の後にて議す
 るも晩きにあらねど何のとまれ先さし當りて專要なるの
 死體の取片附方とて急死の趣を鷲宮の村吏に届け人
 を雇ひて鴻巣に飛脚を出し凶變と報知らせしかば檢使來
 りて死體を査視し勝手に葬るべしと之借三人の子分等の
 竊に商議しけるやう親分の當の敵あるを知りながら公威
 を借りて復讐するの卑怯に似たり官府の手を待て三人幸
 手の三五郎が家に踏込み讎を復そるころ親分に對してこ
 よなき供養ならめ然りながら彼三五郎にも子分子方數多

あれは忽卒に贈送と耻を取らば再本意も透がたからん幸
ひに掃部は彼釋ある畦倉重四郎と知己なれば彼を案内者
に頼みて三五郎が素首取るころ上策なれ各ぬかるとなか
れと謀と合て直に幸手驛に至り掃部先重四郎が家にゆき
思ふ旨を云々と語り告て三五郎が動靜を問合せ只管其手
引と頼むにぞ重四郎の最初掃部が入来ると見て心中に太
く驚き彼必金兵衛の復讐に來りしならんと思ひながらも
辞むよよしなく且掃部一人何程の事かあらんと高をく
りて面會せに豈料らんや事の越大に相違したれば胸先
おちつき借三五郎を敵なりといひるゝには証據ありての
となりやと問ふ掃部答て然ればよころ證據なくしていか
で人を指名せんや死體の側に一本の鉄扇を遺したるに其

姓名を鐫つけたれば論定るまでもなく讎敵たるの明と
いふ重四郎其言を聞き心中に豫て三五郎より借得し鉄扇
を其場に遺失せしにより太く心を痛め若官府より其鉄扇
を証として三五郎を召捕られなば我に貸與へし事と申立
るの必定之然る時に於ては我悪業立地に露るべしと恐れ
しを掃部鈍くも我を頼みて三五郎を撃んとするころ幸ひ
なれ今一策を構て此者と欺き殺し鉄扇を奪返して長く後
の禍を攘ふべしと又も悪計を運らしつ頓て掃部にうち向
ひ汚身の依托黙止がたければ三五郎が宅の案内のそべけ
れどもたゞ彼の幼年よりの友なるを助太刀せんの本意な
らば就ては汚身と彼とは主客の勢異として彼の土埋めて
子分もあり友も亦多ければ加勢すると必定之然る時に

傍身一人にて砍入らんと甚危し此儀のいかにと詰れば掃部うち領きて其懸念の尤なれども藤兵衛茂助の兩人も既に當驛まで伴ひ來り人目を憚れば驛端の茶屋に待居れり三五郎が在宅確ならば三人共に踏込て斫かゝらん決心之と答へしかば重四郎も掃部一人なりせば何程の事やあらんとおもひの外兩人の加勢ありと聞き胸中に驚き怖るゝといへども何とか計策をめぐらし三人と殺害して後難を除かんと何氣なき体にもてなし先は一應三五郎が在るやをらばや探來るべしと告て掃部を己が家よ留め其身のひとり三五郎が家に至り借語るやう我囊に己みがたき遺恨ありて鴻巣宿なる金兵衛を鷲宮村にて撃果せし時誤て傍身より借りたる扇を取落せりまうるに金兵衛が子分等る

此を証據に傍身を仇讎なりとし我に助力と請ふと切之素より傍身に關らざるとなれども扇を證據として訴出さば必傍身に疑かゝりて召捕らるゝの必定なり假令此事につきての飽まで知らせとの辨解のあるにもせよ一たび傍身も我も法庭に出るに於ていにかある舊惡の露顯せんも料りがたかり彼幸ひに我を頼むより程よく欺謀せて夜中人なき地に誘出し撃果さば傍身も我も後安かるべし偏に我いふ所に従ひたまへといふに三五郎の一時大に驚きなぶらも重四郎が疎忽より我姓名と記したる扇を遺したれば我の素より罪なきにもせよ扇を證據に訴出られあば疑の此身に罹るの勿論之然りとて年來懸意の重四郎を罪に落さんも本意ならねば非道の事ながら彼者どもを殺し

六十三

重四郎を助くべしと忽決心してうち領き我毫末も知ると
あらねど扇より事露顯せば遂には汚身の罪と發くに至ら
ん然りあがら男子の身として女々しく我罪をのがれんた
めに人の一大事を發言するの亦我取らざる所之就て我
汚身の爲に同意し三人の者を欺き撃べし借其計策のあり
やいうにと問へば重四郎又いへらく其儀の我已に思ひ定
めたり我彼掃部等に欺き告て汚身今元栗橋燒場なる彌十
郎が家に在り就ての彼處へ推寄せ撃取るべしと詐りて日
暮を待て誘出し利根川通なる人なき場所を見はかりて彼
等が虚を見て撃果すべし汚身も先に廻りて場所を見計ら
ひ物蔭に隠れて來ると待たまへと尙も手筈を云々と示し
合せて立歸りぬ斯くて重四郎の急ぎ我家又走歸りて掃部

七十三

にうち向ひ我よく探聞くに三五郎の元栗橋の火葬場な
る隠亡彌十郎が家に賭場を開きしにより彼處に至り居れ
るよし之日のうちの目われ申の下刻比より出行て彼
と程よく呼出し途中に於て復讐すべし然らずに其場に居
合する者ども三五郎に助勢せん心定なり俗にいとすや
欺すに勝る上策なしと努々卒爾の舉動して後悔したまひ
ると辨舌に任せて説きしかば掃部はいらで重四郎が己等
を欺く黠策なりと知らんや只其言と信用し驛端の茶屋に
て出會んを約束し暇を告て歸りしかば跡に重四郎と我
計策の中りをひとり心中にうち喜び時刻の來るを待わ
たり然程に掃部の驛端の茶屋に立歸り藤兵衛茂助に事の
趣を告知するよ二人も大に喜びて讎を復するの今夜に在

八十三
り十二分に身装を整ひ重四郎が来るを待つ處程なく約
束の時刻にいたり重四郎いひしに違はず來りしかば三人
は忙しく出迎へて一禮を述是より直に同伴して元栗橋な
る火葬場近く歩み至りぬ其時重四郎心中に竊に思ふやう
此三人の内掃部の武家の浪人よて侮りたき相手之先彼
を欺き斬斃さば殘二人と恐るゝに足らず然すべしと早く
も思案を定めしうべ己は且ざと歩み後れて稍數町の此方
にとゞまり遙に聲を掛て掃部を呼止む掃部何用ならんと
立止るを事ありげに小手招ましかば掃部は姦謀ありと知
らざれを招るゝまゝに立戻り二人の伴夥とは其間遙に隔
りたり

以下次の巻に分載す

○柳澤侯英一蝶配流の實説

附淺妻船の畫の事

世に畫人英一蝶が柳の樹陰なる芦間の小舟に白拍子の舞
姿にて鼓を打つ体を寫しるれに讀を題せし圖を傳へこれ
を淺妻船の畫と稱へ右の圖の大將軍徳川綱吉公の遊宴を
好ませられお傳の方とともに奥庭に於て舟遊せられしと
畫きしにてこれが爲に一蝶の幕府の咎を得て遠嶋に流さ
れしといひ傳へふれに柳澤吉保朝臣の事をさへ附會して
喋々しく語り繼ぐと物を辯へざる兒女子等は多くこれ
を信するものに似たり然れども彼朝妻舟の畫のお傳の方
の事を寫せしにもあらねば又決して一蝶の右等の咎によ
りて配流せられしにあらず總て取るにも足らざる妄説之

抑彼朝妻舟の畫の讚といふと左の如し

隆達がやぶれ菅笠しめ緒れかつらながく傳りぬ是

あたしあた浪よせてとかへる浪朝妻船の淺ましや嗚呼
またのひいたれに契をかはして色と枕はづかし偽が
ちなる我とこの山よし夫とても世の中

北窓翁一蝶書讚口〇

右の文世に寫し傳ふる所あやまり多し今山東巷京
傳るに著書に柳塘館所藏の正筆を以てうし出すと

山東巷京傳其著書に此事を論して曰一蝶若かりし時友な
る人よりこのつとにとて也足軒通勝卿船中妓女といふ題
にてこのねぬる朝妻船のあさからぬ契をたれにまたか

とすらんとまづうら遊ばしたる短冊を得させしとよるみ
ひて秘藏せしが或年近江の彦根にいたりこゝかしこ名所
見めぐりけるうちに朝妻近江國の古跡に目とゞまり通勝
卿の詠歌をおもひ出して懐舊のあまりやがてかの朝妻舟
のかたをゑがき且朝妻舟といふ小歌をつくりけるとなん
其角が句に柳にの鼓もうたき歌もなしと五元集にあり
おもふに是も一蝶が畫の讚なるべし其後某候のみまへに
陪して市川檢校がいとに合せて一蝶まづからこれを寫た
ひけるとかやか朝妻舟の繪につきてのあらぬこといも
を言傳あるといへどももとよりのそら言なり人の見知り
たる舟のうちにくいつ女の烏帽子水干著たるかたをば一
蝶晩年にかきたり始の只小舟のうち烏帽子鼓なせとり

ちらしたるさまとかさけるを以て上は蝶がなぐれを汲某
 の翁或云佐脇一水なりと一水名と道賢通稱甚内字子岳號
 月六日死す觀年中六十四即宿一の師通稱英長號一蝶の
 蝶が晩年の門人なり四一の筆記せる説之此説明にして
 つたへたることとてみづから筆記せる説之此説明にして
 且尽したりといへどもこれについでいさゝか予が考を
 下よわらぬすと書て種々考證したり流石の京傳之前の文
 を考證して朝妻舟の書附會説を破りし感そるに堪た
 り然るを人もよく弄ぶ一寫本又此事を記して天和貞享元
 祿の頃狩野安信永眞の弟子に多賀長湖と云者有り書道に
 執心厚く能精心と入て上手の名を得たり然れども正風の
 繪にていかやう名人になりても家元の上立難しと多
 年工夫して一流の姿を案じ今世一蝶流といふ書を始めし

後英一蝶といひし此長湖が事なり此者元祿の始頃公麻
 のは答ありて一度遠流せられたり此事の眞實を聞に元祿
 の大君の常憲公綱吉將軍東照宮五代の公いと好色に耽
 らせ給ひ數多の美女を寵愛し給ひ花清の春の朝阿房宮の
 秋の夕と樂しみに飽事なく酒池肉林を移して吹上は庭の
 龍宮城の遊び杯と世界の月を一ツ所へ集めたる有様と
 かや其頃三の丸おでん様と云の綱吉公第一御寵愛の女臈
 たり君れ淨心に能叶ひは枕席を共にして玉の器に春秋を
 送りけり此才で兵衛の方極小身拾五兵衛兄弟共黒組
 下へ昇進し須一才度朝散大夫おでんの方小鼓の上なり
 白須遠江守にて鼓の調と打て公の諷はせ給ひ又或時
 平生は側にて鼓の調と打て公の諷はせ給ひ又或時
 吹上御庭の池水に小舟を浮め公の棹さし給へばおでんの

方舟中に坐し綾羅の袂を蹴し畧中此は樂平日なりける故
貴賤とも知らぬ人ぞなかりけるされば繪師多賀長湖の
其比百人女晴といふ繪を畫て世に流行しけり其繪貴人高
位の土庸より賤の女まで其比名高きうるはしき女の姿と
うつしけり其中にたでんの方舟中に鼓打てましませと妾公
の棹さし給ふ有様まで美しく畫きたり此事誰か公庭へ訴
けん立所に奉行の傍耳に入て彼を忽召捕へ四獄被仰付終
に遠流と被仰付けりされども此事にては各表向如何にや
思召けん多賀長湖其傍代の制禁殺生を好み小鳥を取魚を
釣い科にて如斯と傍書付町方へ被仰渡い也云々と記せり
是等予彼朝妻舟の謬傳を書にはあるせる始なるべき然れ
ども朝妻舟の畫の一朝が流罪を釋され島より歸りし後よ

畫く所なるの前に掲し一蝶自筆の讀又北窓翁一蝶畫讀と
畧せるを見て知るに足れり北窓翁も一蝶も共に大赦にて
島を出歸府せし後の号みて配流の前には潮湖と号せしこ
もし其畫の事によりて配流せられしものとせば必潮湖と
畧るべき筈にて北窓翁又一蝶との畧をまじき道理あり
且右等の謬傳の一二を辨せむにおでんの方の至極小身拾
五俵一人扶持黒鐵組白須が女なりといへるも何に據りて
いへるう覺束なき説之柳營婦女傳に記す所も亦誤謬多し
爰に奥右筆秋山内記維棋編政重脩諸家系譜が著まし以貴
小傳の正しき書なり其書に云阿傳の局と小谷權兵衛忠榮
が女よておのす御母の下總國古河の人なりと予お傳の方
寛文十年の頃館林の桂昌院殿又宮仕にまゐりしに館林殿

常憲御目にとめ給ひみうちにめして御寵愛深く延寶五年
 の四月八日白山小石の御別館よて鶴姫君をまうけ同じき
 七年の五月六日神田のみたちにて徳松君生れ給ひしかば
 お母んおぼはぬやまさりて局の御父權兵衛もやうく家を
 起してけりかゝりしほどに館林殿御代知らせ給ひしかば
 局も御所まかしつきて五の丸殿とす所としろがねに賜はる
 りしを貞享四年にまじえて三百貫になさる又元禄二年に貫なる
 俸百口をたす四年にまじえて三百貫になさる又元禄二年に貫なる
 御父權兵衛の天和元年の七月廿七日に身まかりぬ男子な
 かりしかば金井出雲といふものゝ子武左衛門守榮をやし
 なひて家をつがそ母の高岳院といひて柳原うち宅地
 を賜はりて往々たれり五の丸殿もをりくじたり給ふ元禄
 六年の十一月くら米千俵と賜る同じき九年の九月十日

うせられたり中寶永六年御所常憲かくれさせ給ひしかば
 五の丸殿も瑞春院の御方とすのの三の丸よりつり給
 ひ又かざりおろし給ひて元文三年の六月九日に八十一
 歳にしてうせ給ふ増上寺みねくりまらせ御供料米二百
 俵をよせらる云々と記せり是阿傳の方の寶録なり抑綱吉
 公の文學と好ませられ只遊興として猿樂の能を好まれし
 のを其他浮たる遊戯のありしとなし元來下戸にて酒宴を
 開かるゝ等の事なかりし其時代の記録と見て知るべき
 なり況てや彼朝妻舟の事を柳澤吉保朝臣の事にかたてい
 かの論ざるにも足らざる虚説なり努々感ふとなかれ

以下次の巻に分載を

○橋場總泉寺敵討の實説

享保の初紀伊家の士に鶴岡傳内といへる和歌山住居の者あり俸祿は廩米百俵を賜はり平素質朴にてよく節儉と守り大に財寶にも富みしが獨身にて僕一人を召使ひたり或年の五月夏供米を受取り共賣拂代金を篋筒の抽斗に納めしを僕軍藏一目見しより忽惡念を起し傳内に例の如く晩酌を勧めかねての酒量を過さしめ蚊帳に入り沈酔して睡るを窺ひ蚊帳の四方を切落し其上より傳内を刺殺し米代金と勿論其餘の蓄財衣服大小刀等悉く盜取り出奔せしかども獨身あれば他に知る者なし夜明し後までも其門戸の明ざるを怪み近隣より訪至り始めてるの變を知り大に驚き事の趣を訴へしかば監察檢使として出張しかねての一

僕の居らざるより軍藏が所爲なると明なれば人を四方に出して逮捕せしむれどもその踪跡を知るを得ず又傳内に近き親戚もあらざれば仇を撃んといふ者もなしまたかるに同藩小性組の士清水新次郎といへる者の像て傳内と兄弟の義を結びし者之新次郎ひとり思ひけらく義兄凶僕がために非命の死を遂れどもその仇を報んとする者なきの外に近親あきもゑ之我一旦兄弟の義を結び事こゝに至りて傍觀せんハ武士たるもの、本意にあらざ彼が首を得て其靈魂を慰むべしと心を決め義兄のために復讐せんと欲するよしの趣を申立て暇を請ひしかば藩議忽これ許されてけりうゝりし程に新次郎の直よ和歌山を發足し先何處をや捜さんと思案をめぐらせども素より軍藏の生國

十五
 を知らせ然れども言語の様子によれば關東の者なると明
 なれば先江戸に至り聞探らば其端緒を得る便宜もなきに
 あらざるべしと是より東海道を経て江戸に赴く道中筋驛
 次の更之間の村落とも心を配り捜巡れども更にうれ行方
 を知る者なし斯て江戸に着せし後、些の知音をたより淺
 草瓦町に寓居し世と忍ぶために一時姓名を變して山名左
 仲と呼び山名左内とせられし人、姓名の相似たるを以て徘徊
 とみれと別かたれそれ年來慰むに覺えし尺八の笛を指南
 とるを陽の活業と見せ陰に仇敵の行方を探ると些も怠
 らざりし之

實々事譚卷之六終

以下の次の巻に分載す

明治十六年五月十一日出版御届

(十五錢)

同 年十月廿五日發行

著者

新瀉縣平民

松村操

神田佐久間町二丁目十一番地

版主

東京府平民

望月誠

京橋區南鍋町一丁目七番地

發兌元

東京南鍋町一丁目七番地

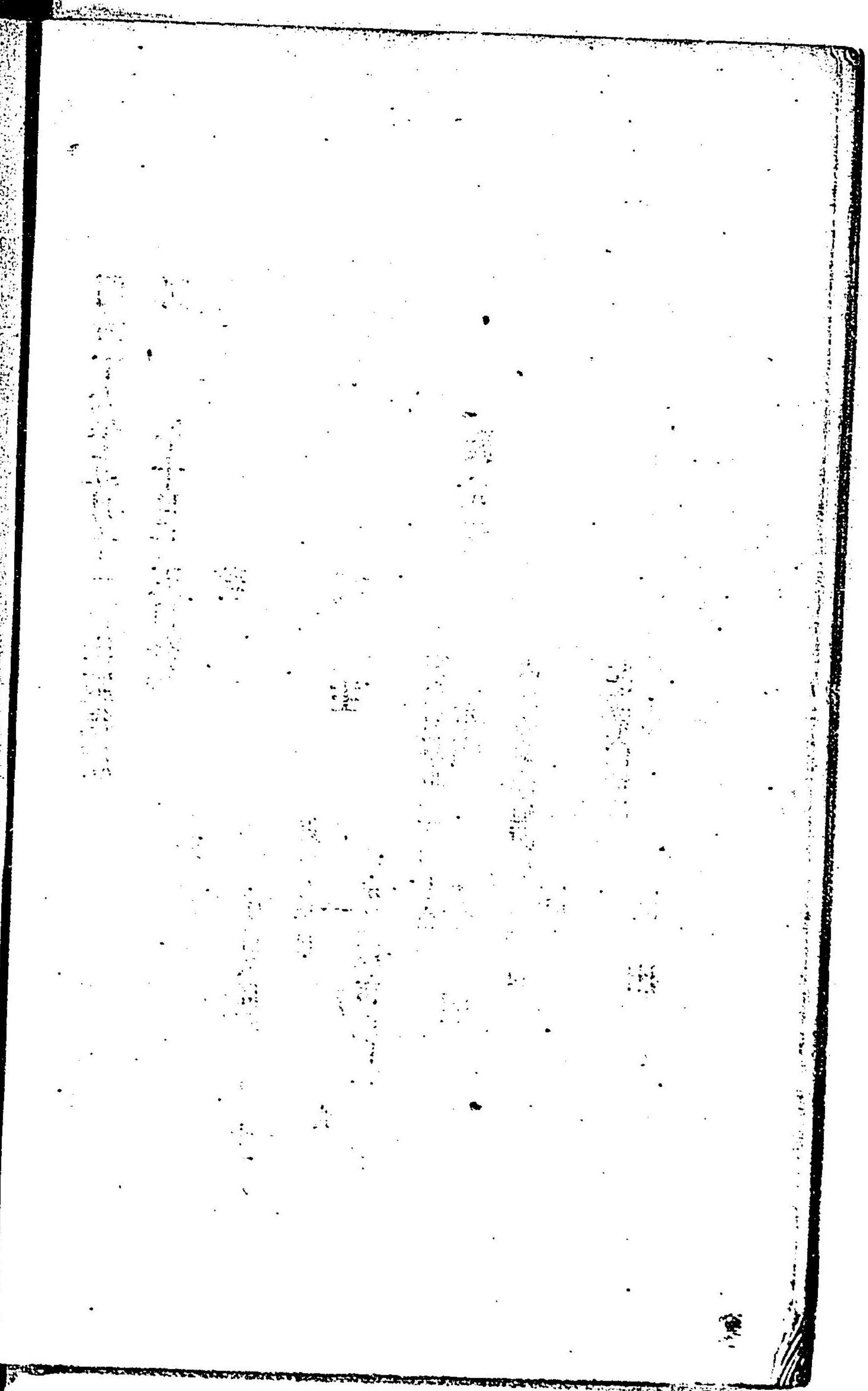
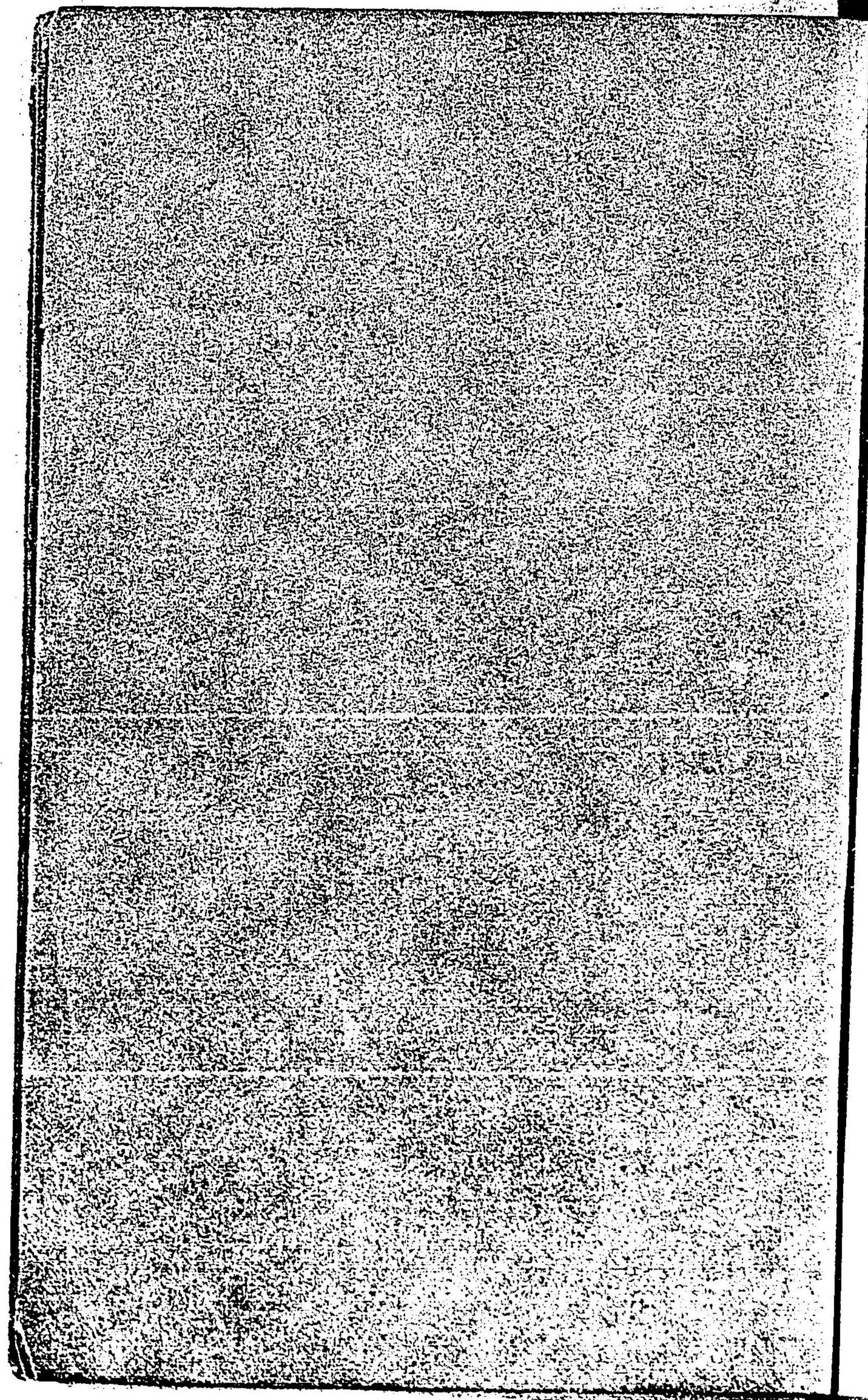
本店 兎屋誠

大坂心齋橋通順慶町三丁目

同 支店

北海道函館港

同 出張所



30

7

45

